日立市新庁舎建設基本計画



日立市は、昭和14年に日立町と助川町との合併により誕生しま したが、これに伴う新しい市庁舎が建設された際に、現在の市役 所の位置が定められました。

当時建設された木造 2 階建の庁舎は、戦災によって昭和 20 年に焼失してしまいましたが、その後、現在の庁舎が建設され、戦後の復興と経済成長の中で、「ものづくりの都市(まち)」として日立市が発展する礎となってきたものです。

しかし、現在の庁舎も、昨年 3 月に発生した東日本大震災によって大きな被害を受けたことから、来庁する市民や職員の安全を確保するために、仮設の臨時庁舎を建設し、窓口機能の大半を移転させるなどの応急的な対応が続いている状況です。

今後、日立市が、震災からの一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、被災者の生活再建を支援しながら、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

このためには、市民生活の安全・安心を支える防災拠点施設として、また、復興に向けたまちづくりの拠点施設として、これからの「市政百年」を担うことができる新たな庁舎を整備していく必要があります。

現在の庁舎は、その誕生の際に、戦災からの復興という大きな役割が与えられましたが、これから建設する新庁舎には、震災からの復興を果たしながら、少子高齢化や人口減少社会という市が抱える構造的な課題に対しても、市民と行政とが一体となって新しい時代を切り拓いていくという、さらに重要な役割が与えられるのではないかと考えています。

本計画は、今年2月に公表した「新庁舎整備基本方針」をベースとして、日立市の新庁舎 建設に対する具体的な考え方や、設計に際しての基礎的な諸条件を整理したものであり、こ の計画策定に当たっては、市民懇話会や市議会などから出された多くの意見や提案などを尊 重して取りまとめています。

これから実施する設計提案競技においては、本計画の内容を十分に踏まえつつ、シンプルでありながらも、充実した機能と風格を備えた、いわゆる「質実剛健」型の市民に親しまれる庁舎が提案されることを期待しています。

今後も引き続き、新庁舎建設事業に対する市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年9月日之市县 吉成 明

第1章	新	i庁舎建設基本計画の策定に当たって	1
	1	計画策定の趣旨	
	2	計画の位置付け	
	3	現庁舎の現状と課題	
第2章	新	i庁舎建設の基本的な考え方	5
	1	日立市総合計画における新庁舎建設事業の位置付け	
	2	新庁舎建設予定地周辺のまちづくりの動向	
	3	基本方針における新庁舎の考え方	
	4	新庁舎の規模の検討	
第3章	敷	7地の利用方針	14
	1	敷地条件の整理	
	2	建物の配置及び動線の考え方	
	3	敷地利用パターンの比較検討	
第4章	新	「庁舎における空間構成の検討	35
	1	新庁舎が備えるべき具体的機能	
	2	施設の階層構成イメージ	
第5章		三葉計画に関する検討	60
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1	ライフサイクルコストの検討	
	2	建物の構造・工法に関する検討	
	3	事業スケジュールの検討	
第6章	資	料編	70
73 O T	1	計画策定の経緯	
	2	日立市新庁舎整備基本方針(平成24年2月) ~抜粋~	

第1章 新庁舎建設基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

東日本大震災では、これまでに経験したことのない巨大地震と津波により、多数の公共施設が被 災しました。

特に、「市民運動公園中央体育館」や「久慈サンピア日立スポーツセンター」などは、被害が著しく、現在でも、施設の建て替えや機能の再整備などが進められています。

市役所庁舎についても、震災により大きな被害を受けたため、仮設の臨時庁舎に窓口機能の大半を移転するなど、応急的な対応が続いています。

このような中で、昨年9月に公表された「日立市震災復興計画」において、新庁舎の建設が位置付けられたことを受け、今年2月には「日立市新庁舎整備基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を整理しました。

そこで、これから具体的な新庁舎の建設事業を進めるに当たり、新庁舎に必要とされる規模や機能、建物の空間構成、敷地の利用計画等に関する考え方を明らかにするため、市民・議会からの意見や、庁内における実態調査の結果等を反映させた「日立市新庁舎建設基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、基本方針で示した考え方を、今後の基本・実施設計に適切に反映させることができるように、防災対策をはじめ、市民サービスの向上やユニバーサルデザイン、環境との共生、市民協働などの諸課題について、具体的な機能等の事項を取りまとめたものです。

今後予定している設計提案競技では、本計画の考え方を十分に理解し、さらに、行政経営の中核 施設としてふさわしい提案を選定していくことになります。

3 現庁舎の現状と課題

現在の庁舎には、次のような様々な課題が生じています。

(1) 老朽化への対応、耐震性能の確保

≪ア 築50年以上の庁舎≫

- 最も古い第3庁舎が、築59年経過しているなど、5棟の庁舎は、いずれも建築してから50年 近くが経過しており、建物の内外装や設備の老朽化が進んでいます。
- また、神峰町の教育プラザについても築50年が経過しています。

≪イ 東日本大震災による被害≫

○ 東日本大震災により、建物に亀裂が生じるなど、市民や職員の安全性確保が困難となったため、現在、庁舎の使用を一部取りやめ、窓口機能の大半を仮設の臨時庁舎に移転しています。

≪ウ 耐震性能の不足≫

○ 平成22年度に庁舎の耐震診断調査を実施した結果、全ての庁舎がIs値0.6を下回っており、 耐震補強が必要であるとの判定を受けています。

(2) 庁舎の分散化・分庁化

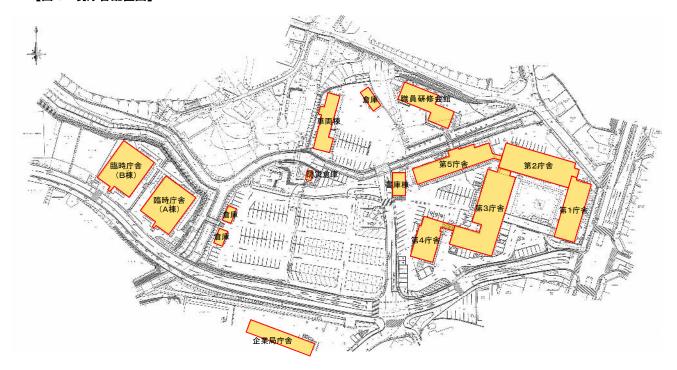
≪ア 5 棟の庁舎≫

- 現在は、5 棟の庁舎で業務を行っていますが、増築の繰り返しによって動線が複雑化し、窓口も分散しているため、利用者には大変分かりにくい配置となっています。
- 東日本大震災以降は、窓口機能を臨時庁舎に移転しているため、さらに分散化が進んでいる 状況です。

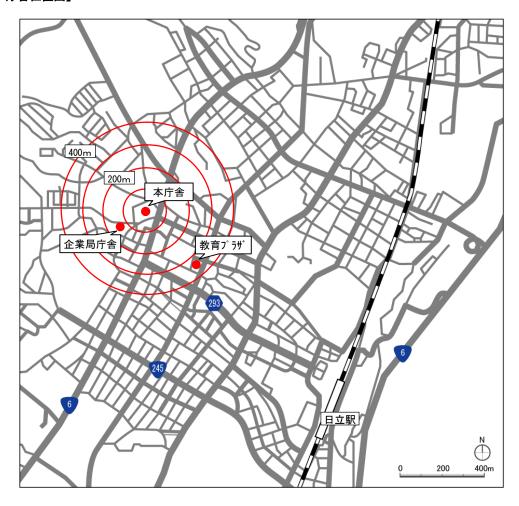
≪イ 分庁化≫

- 企業局や教育委員会は、それぞれ別の敷地に庁舎が配置されているため、利用者の用件が複数の部課にまたがる場合には、庁舎間を移動しなければならず、市民に負担を掛けている状況です。
- 庁舎が分庁化していることで、各部局間の効率的な連携・調整に支障が生じています。

【図 1-現庁舎配置図】



【図 2一庁舎位置図】



(3) 庁舎の狭あい化

≪ア 総務省基準の 1/2 以下の庁舎面積≫

○ 現庁舎の床面積は、5 棟を合計しても約9,000 ㎡であり、総務省が職員数等をベースに定めた 基準面積(約21,400 ㎡)の半分以下となっています。

≪イ 狭あい化による窓口サービス機能の低下≫

○ 庁舎が狭あいであるため、適正な窓口・相談スペースが確保できておらず、窓口におけるスムーズな応対や、相談業務におけるプライバシーの保護等が課題となっています。

≪ウ 狭あい化による事務効率の低下≫

- 会議室や打ち合わせスペースが不足しているため、やむを得ず、近隣の出先機関である消防 庁舎や教育プラザ、保健センター等の会議室を使用する場合もあり、効率的な事務の遂行に 支障が生じています。
- 書庫スペースが不足していることから、書庫で保管すべき書類の一部が通路や事務室内に置かれているなど、適切な文書管理に支障が生じています。

(4) バリアフリー等への対応

≪ア 高齢者や障害者にとって利用しづらい空間≫

- 5 棟の庁舎には、エレベーターが 1 基しか設置されておらず、また、庁舎の出入口や庁舎間の 通路には多くの段差が生じており、高齢者や障害者等に対するバリアフリーには対応してい ません。
- 議場の傍聴席は、外階段を利用しなければ中に入ることができず、大変利用しづらい状況と なっています。

≪イ 子ども連れの利用者等への配慮不足≫

- 庁内には、オムツ替えやオストメイト等に対応した多目的トイレが 1 箇所しかなく、授乳室 やキッズスペース等は設置されていません。
- 庁舎の位置がバスの停留所から離れており、タクシー乗り場もないため、公共交通機関を利用する方には不便な状況です。

第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

1 日立市総合計画における新庁舎建設事業の位置付け

日立市行政の最上位計画となる「**日立市総合計画 (2012-2021)」**では、次のような「将来都市像」及び「まちづくりの基本理念」を定めています。



この総合計画では、本市を取り巻く現状と課題の一つとして、「東日本大震災の被害と復興」という観点から、市民の生活再建を最優先課題とするとともに、産業の復興支援、市庁舎等の改築を含めた災害時の対応強化などを掲げています。

そして、<u>効率的・効果的な行政経営を行うため、市民サービスの向上や防災拠点機能の充実等を</u> 目指した市庁舎の整備を進めることとしています。

2 新庁舎建設予定地周辺のまちづくりの動向

新庁舎の建設予定地は、基本方針において、次の5つの視点から総合的に判断した結果、**現在の 市庁舎駐車場敷が選定されました。**

- ①防災拠点性(安全性)
- ②市民利便性(交通アクセス等)
- ③中核的位置(まちづくり拠点性)
- ④経済性(建設事業費等)
- ⑤実現可能性

この新庁舎建設予定地の周辺では、これまでにも、日立駅周辺地区整備事業をはじめ、以下のような様々なまちづくり事業が展開されています。

新庁舎の建設に当たっては、このような周辺地区の整備動向なども踏まえながら、<u>更なるまちの</u>活性化に寄与するための配慮を行っていくことが重要です。

≪ア 日立駅周辺地区整備事業≫

日立駅周辺地区整備事業は、県北地区の都市拠点性の強化と交流 人口の拡大を図り、都市の活力を高めるため、次のような事業が進 められています。

- ○日立駅自由通路の新設と駅舎の橋上化
- ○日立駅周辺の交通基盤等の整備(駅前広場、自転車駐車場整備等)
- ○日立駅東西口のにぎわいと魅力づくり (情報交流プラザの整備を含めた旧駅舎跡地活用事業等)



≪イ 国道6号日立バイパス整備事業≫

平成20年3月に、「国道6号日立バイパス」の旭町アクセス以北 が開通したことから、市北部と日立駅とのアクセス環境が向上し、 日立駅の交通結節点としての機能強化が図られました。

現在、南北方向の更なるバイパス機能強化に向けて、延伸整備が進められています。



≪ウ 平沢地区土地区画整理事業≫

中心市街地の外縁部としてふさわしい土地の利活用を図るため、 民間企業の社宅跡地を中心に、組合施行による土地区画整理事業 (約8.0ha) が実施されました。

地区内には、医療施設や商業施設、教育施設等がオープンしたほか、保留地 20 区画については民間事業者に譲渡され、良好で質の高い市街地形成が進められています。



≪エ 民間マンションの建設事業≫

近年、鹿島町1丁目を中心に、10~15 階程度のマンションが多数建設されています。



≪才 市消防本部整備事業≫

平成20年に、免震機能を備えた市の防災拠点施設として整備されました。

消防本部、消防署機能に加え、災害時の応急活動拠点として、防 災備蓄倉庫やヘリポート等が備えられています。



【図3-新庁舎建設予定地周辺のまちづくりの動向】



3 基本方針における新庁舎の考え方

現庁舎が抱える課題を解決し、より充実した市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指すため、基本方針では、新庁舎建設の考え方を次のように定めています。

ア. 防災拠点機能の充実を目指した庁舎

- ▶ 庁舎は、市民の安全・安心な暮らしを支える拠点施設として、高度な耐震性や防火性のほか、ライフラインのバックアップ機能等を備えた自立性のある建物とします。
- ▶ さらに、災害対策本部としての機能を充実させることで、高度な危機管理機能を担うことができる庁舎を目指します。

イ. 市民サービスの向上を目指した庁舎

▶ 市民サービス機能をできる限り集約させることで、利便性の向上を図るとともに、施設の内外においてユニバーサルデザインを導入することにより、高齢者や障害者はもとより、全ての人が利用しやすい、効率的で温かみのある庁舎を目指します。

ウ. 行政機能・議会機能の強化を目指した庁舎

▶ 事務効率の向上に配慮した、機能的でフレキシブルな執務空間とするとともに、円滑な 議会運営に適した設備・機器の導入など、行政機能と議会機能の強化が図られた庁舎を 目指します。

|工. 環境にやさしく、高い経済性を目指した庁舎|

▶ 地球環境への負荷を低減させるため、自然エネルギーの活用や省エネ機器の導入を積極的に行うとともに、ランニングコストの低減や施設の長寿命化に配慮した構造・設備を採用することで、グリーン庁舎のモデルとなる庁舎を目指します。

オ. 市民が利用しやすい庁舎

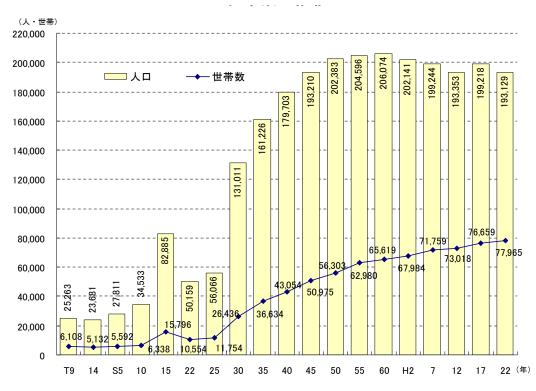
▶ 市民が気軽に足を運び、様々な情報交換や交流促進を行えるような、明るく開放的な施設とするとともに、周辺の景観に調和したデザインとすることで、まちの拠点施設として、地域の活性化に寄与することができる庁舎を目指します。

(1) 前提条件の整理

≪ア 計画人口≫

- 本市の人口は、下図のとおり、昭和 60 年代以降、なだらかな減少傾向が続いています。 (ピークは昭和 58 年の 20 万 6,240 人)
- 平成 16 年 11 月には、十王町との合併によって一時的に人口が増加しましたが、その後も減少傾向は変わらず、直近の国勢調査(平成 22 年)では、約 19.3 万人となっています。
- なお、平成24年3月に策定された日立市総合計画では、10年後(平成33年度)の将来人口を17~19万人と想定しています。

【図 4-日立市における人口・世帯数の推移】



(資料:国勢調査、ただし昭和10年までは茨城県人口統計)

≪イ 計画職員数≫

- 平成23年3月に策定された「日立市定員適正化計画」では、平成28年度の目標職員数を1,358人(一般行政部門719人、その他部門639人)としており、一般行政部門における職員1人当たり市民数が260人となるような削減目標を掲げています。
- 本計画では、この目標値をベースに、平成 28 年度における本庁舎の勤務職員数を、非常勤職員なども加算した上で、853 人と設定しています。

【図 5-目標職員数】



≪ウ 計画議員数≫

○ 現在の日立市議会議員定数条例においては、議員定数を 28 人と定めていることから、平成 28 年度における議員数も 28 人と設定しています。

(2) 新庁舎の必要規模の算定

≪ア 総務省の基準等に基づく庁舎面積の算定≫

○ 既に基本方針において算定したとおり、総務省の基準(平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱)等に基づく新庁舎の面積は、約 24,000 ㎡となります。

【表 1-総務省の基準等に基づく庁舎面積】

区分	算定面積	算定方法
(1)総務省の基準による面積	約 21, 400 ㎡	
①事務室	7, 515. 0 m²	役職者を一般職員数に換算した上で、職員1人当たり 4.5 ㎡で算定
②倉庫	977. 0 m²	事務室面積 (①) の 13%
③会議室等(便所、洗面所等を含む)	5, 971. 0 m²	換算前の職員1人当たり 7.0 ㎡
④玄関等(廊下、階段、広間等を含む)	5, 785. 2 m²	事務室、倉庫、会議室等(①~③)の合 算面積の 40%
⑤車庫	200. 0 m²	自動車1台につき 25 ㎡
⑥議会(議場、委員会室、議員控室)	980. 0 m²	議員1人当たり 35 ㎡
(2)市民利便施設等の面積	約 2,600 ㎡	(1)の12% (他市の事例による)
合 計	約 24, 000 ㎡	

≪イ 実態調査に基づく必要面積の積上げ方式による庁舎面積の算定≫

- 総務省の基準とは別に、現在の執務室や会議室、書庫等の利用状況を調査し、新庁舎に必要と考えられる面積を個別に積み上げた結果、**下表の「②地上部面積」の合計欄のとおり、約 24,000 ㎡となりました。**
- 結果として、表1の総務省の基準等に基づく算定結果と概ね一致しています。
- しかしながら、駐車スペースの不足を解消するため、建物の地下にも駐車場を設置する必要があることから、これを含めた建物全体の床面積としては、「①算定面積」の合計欄のとおり、 約 28,000 ㎡となります。

【表 2-必要面積の積上げ方式に基づく庁舎面積】

区分	主な用途	算定方法	①算定面積	②地上部 面積	③地下部 面積		
1. 執務室	職員の執務 スペース	○職員1人当たり6.2㎡を基準とする。○各課所に1箇所以上の打合せスペースを確保する。	6,979 m²	6,979 m²	-		
2. 会議室	会議、作業スペース	○利用人数等を勘案し、大・中・小 会議室をそれぞれ設置する。 ○各フロアに作業室を設置する。	1,770 m²	1,770 m²	-		
3. 書庫·倉庫	書類・物品等の 保管スペース	○文書担当課が管理する書庫とは 別に、各フロアに書庫・倉庫を配 置し、執務室内の書類を収納す る。 ○地下に防災備蓄倉庫を設置する。	1,830 m²	1,020 m²	810 m²		
4. 諸室	執務室以外の 執務用スペー ス	○防災センターのほか、サーバー室、相談室、文書集配室、公文書公開室、入札室、電話交換室、日直室、医務室などを配置する。	2,165 m²	2,120 m²	45 m²		
5. 議会機能	議会関連 スペース	○必要な傍聴席数を確保した議場 のほか、全員協議会室や委員会 室、議員控室などを配置する。	1,708 m²	1,708 m²	_		
6. 市民サービス機能	市民交流、情報 発信、飲食・休 息等の利便ス ペース	○売店やレストラン、喫茶スペース等を配置する。○様々なイベント等にも対応できる多目的ロビーを設置する。	1,454 m²	1,454 m²	-		
7. トイレ・給湯 室・更衣室	水回りスペー ス等	○多機能トイレなどバリアフリー に配慮したトイレを各フロアに 配置する。○更衣室は、執務室とは別に各フロアに集約配置する。	1,969 m²	1,819 m²	150 m²		
8. 玄関等	玄関や通路の ほか、機械室等 のスペース	○事務室や諸室、会議室、便所等の 面積合計の40%を目安とする。	7,150 m²	7,150 m 7,150 m			
9. 地下駐車場等	地下駐車場、ゴミ集積所等	○思いやり駐車場等を配置する。 ○ゴミ集積所、電気・機械室等を設 ける。	3,275 m²	3,275 m² 170 m²			
	合	計	28, 300 m²	24, 190 m²	4, 110 m²		
10 東西埔		○公田東の古絵 敷借が行いわすい					

10. 車両棟	車両関係の別	○公用車の点検、整備が行いやすい	2722	2722	_
	棟スペース	ように、別棟を整備する。	372 m	372 m²	_

≪ウ 駐車場の必要規模の算定≫

○ 平成 24 年 1 月現在における本庁舎等(教育プラザや企業局庁舎を含む。以下同じ。)の駐車 スペースは、下表のとおり、合計で 477 台となっています。

【表3-現在の駐車スペース】

	区	分	駐車ス	ペース	
		本庁	157 台		
ア	来庁者用	教育プラザ	34 台	211 台	
		企業局庁舎等	20 台		
イ	議員・報道等月	Ħ	39 台		
		本庁	185 台		
ウ	公用車用	教育プラザ	9台	227 台	
		企業局庁舎等	33 台		
	合	計		477 台	

- 新庁舎は、庁舎の一体化により、公用車の効率的な運用が可能となる一方で、本庁舎におけるイベントや会議等が増加することに伴い、市民の利用機会も大幅に増加することが見込まれます。
- 現在、本庁舎等における平均来庁者数は、実態調査の結果によると、**1日当たり1,630人**となっています。
- このうち、約 80~90%の方が自家用車を利用していると仮定した場合、来庁者用として必要な駐車スペースは、次の計算式で求めることができます。

(1)1,630 人÷ (2)8 時間÷(3)1.5 時間) ×(4)1.3×(5)0.85÷(6)1.2 人/台 ≒ 280 台

- ①1 日当たり来庁者数
- ②1日の開庁時間
- ③利用者の平均滞在時間
- ④時間帯ピーク率 (混み合う時間帯における利用者の増加率)
- ⑤来庁者のうち、自動車を利用する人の率 (85%で推計)
- ⑥1 台当たりの同乗者率
- そこで、新庁舎の駐車スペースは、**来庁者用 280 台に、議員・報道等用 40 台、公用車用 220 台を加えた、540 台分を確保する**こととします。

≪エ 駐輪場の必要規模の算定≫

- 現在、本庁舎には約30台分の駐輪スペースがあります。
- 駐車場と同様に、来庁者のうち自転車・バイクの利用者を 5%程度と仮定した場合、来庁者用 として必要な駐輪スペースは、次のようになります。
 - ①1,630 人÷ (②8 時間÷③1.5 時間) ×④1.3×⑤0.05 ≒ 20 台
 - ①1 日当たり来庁者数
 - ②1日の開庁時間
 - ③利用者の平均滞在時間
 - ④時間帯ピーク率 (混み合う時間帯における利用者の増加率)
 - ⑤来庁者のうち、自転車・パイクを利用する人の率(5%で推計)
- また、職員アンケートの結果では、通勤に自転車・バイクを利用している割合は 5.6%であったため、職員用として必要な駐輪スペースは、次のようになります。

853 人 (想定職員数) ×0.056 (自転車等による通勤割合) ≒ **50 台**

○ 以上の結果により、新庁舎の駐輪スペースは、<u>来庁者用 20 台に、職員用 50 台を加えた、70</u> 台分を確保することとします。

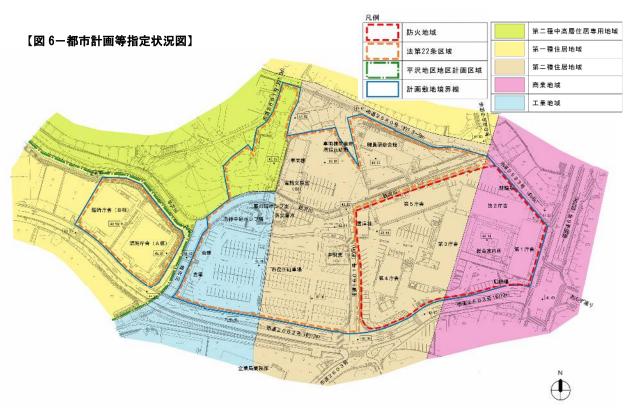
第3章 敷地の利用方針

1 敷地条件の整理

(1) 法的条件

≪ア 都市計画法≫

○ 新庁舎の建設敷地は、市街化区域にあり、下図に示す用途地域が指定されています。



所在地	助川町1丁目1番2外								
敷地面積	22, 205 m²	22, 205 ㎡(臨時庁舎敷地 2, 685 ㎡除く)							
	容積率			面積	割合				
	第二種中高層住居専用地域	200%	60%						
用途地域	第二種住居地域	200%	60%	18, 929 m²	85.2%				
	工業地域	200%	60%						
	商業地域 400% 80% 3,276	3, 276 m²	14.8%						
面利	 按分建ペい・容積率	229%	62%	22, 205 m²	100.0%				

※面積按分建ペい・容積率:敷地が複数の用途地域にまたがっているとき、当該敷地の容積率は、 それぞれの建ペい率・容積率の面積按分により設定する。

- ○建ぺい率=60(%)×0.852+80(%)×0.148≒62(%)
- ○容積率 =200(%)×0.852+400(%)×0.148 \(\div 229(\div)\)

○ また、敷地の西側にある臨時庁舎敷地は、平沢地区「地区計画」の区域となっており、「公益・複合住宅地区」として、かき又は柵の構造の形態・仕様や緑化率の最低限度に関する制限が設けられています。

所在地	高鈴町1丁目501番				
敷地面積	2, 685 r	n²			
田冷地柱		容積率	建ペい率		
用途地域	第一種住居地域	200%	60%		

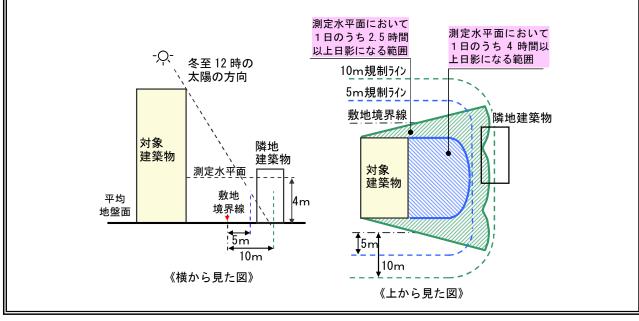
≪イ 建築基準法≫

○ 前掲の都市計画法における各用途地域に対しては、建築基準法においても、次のような建物 の高さに関する制限が設けられているため、建築計画の際には留意する必要があります。

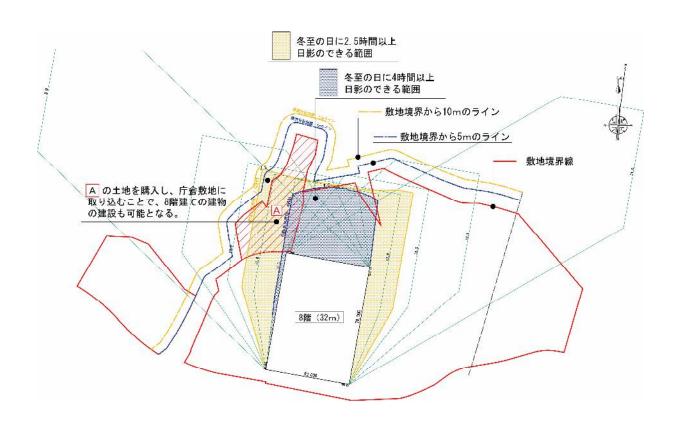
		第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	商業地域	工業地域	
道路斜線	適用距離(m)		20		2	0	
坦昭和柳	勾 配	1. 25			1.5		
立上り(m)			20	31			
19年11日示十市水	勾 配		1.25	2. 5			
対象建築物		建築物高さ>10m					
日影規制	算定地盤面(m)	4.0					
(下記参照)	5~10m	4 時間 5 時間					
	>10m	2.5 時間 3 時間					

(参考)日影規制とは

隣接する敷地が住居系の用途地域の場合、冬至の日において、午前8時から午後4時の間に敷地境界線から5m、10mの線より外側に、それぞれ定められた時間以上の日影を生じさせないようにする必要があります。今回の敷地の北側には、第二種中高層住居専用地域と第一種、第二種住居地域がありますが、より規制の厳しい第二種中高層住居専用地域の基準をクリアする必要があります。

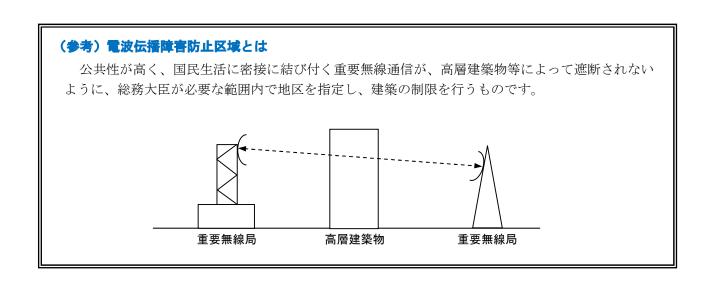


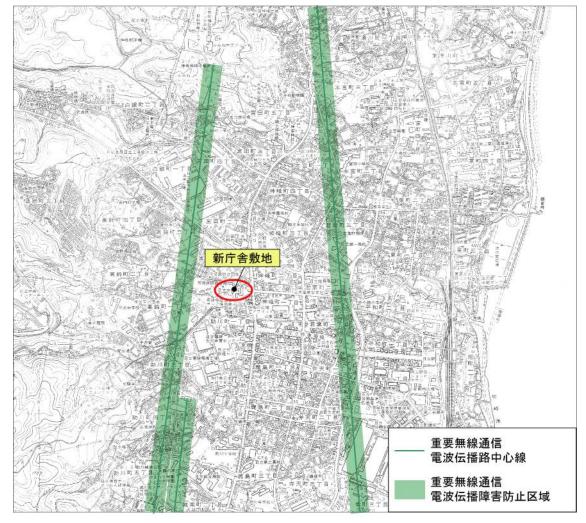
【図7-建設予定地に8階建の庁舎を建設した場合の日影概略図】



≪ウ 電波法≫

○ 本件敷地は、現時点においては、電波法に基づく電波伝播障害防止区域ではありません。





【図 8-日立市役所付近の電波伝播障害防止区域図】

(参考) 総務省資料

(2) 自然条件

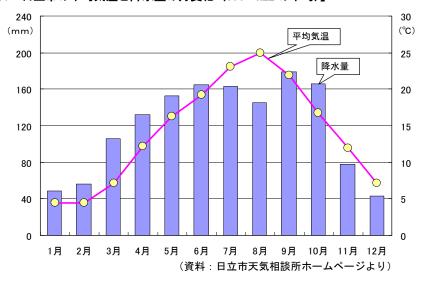
≪ア 気象条件≫

- 日立市は太平洋岸気候区に属し、東に面した太平洋と標高 200~600mの多賀山地の影響を受け、夏は涼しく、冬は温暖な気候で、年平均気温は 14.1℃と全国平均よりやや低めとなっています。
- また、真夏日 (1日の最高気温が 30℃以上の日) 及び冬日 (1日の最低気温が 0℃未満の日) の日数を見ても、真夏日が平均 28日、冬日が平均 41日と少なく、年降水量も約 1,445mm (月 平均 120mm) であり、比較的温和な気候を有しています。
- 各月の日照時間を見ると、最も多い1月で約191時間(1日当たり約6.2時間)、最も少ない6月で約113時間(1日当たり約3.8時間)と、月ごとの差はあるものの、比較的日照に恵まれた条件にあると言えます。

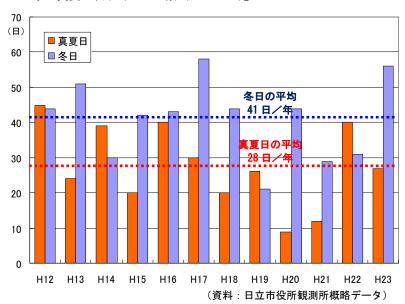
【図 9-日立市の月間日照時間の平年値 (S56~H22 の平均)】



【図 10-日立市の平均気温と降水量の月変化 (S56~H22 の平均)】



【図 11-日立市の真夏日及び冬日の日数 (H12~H23)】



- 風向きは、年間を通して北北東の風が多く見られますが、冬季は、冬型の気圧配置の影響で、 北西の強い季節風が吹くことが多くなります。
- なお、建物の窓を開ける機会が多くなる**夏季期間(7~9月)は、主に「北北東」または「南 南西」の風が多い**ため、庁舎の建設に際しては、これらに対する配慮も必要です。

(%) 北 - 7~9 月 年間 20 北北西 北北東 北東 北西 10 西北西 東北東 西南西 東 西南西 東南東 南西 南東 南南西 南南東 南 (資料:日立市天気相談所ホームページより)

【図 12-日立市における年間(及び夏季期間)風向の頻度分布(S56~H22 の平均)】

○ 以上のようなことから、日立市の比較的温和な気候や、恵まれた日照条件などを有効に活用することで、エネルギー負荷を抑制できる建築空間の創造や、自然エネルギーを活用した設備機器などの導入を図り、環境共存型の庁舎を目指すことが求められます。

≪イ 地形・景観条件≫

- 現在、市役所が立地している場所は、標高約 43mの地点にあり、建物の屋上から東を見ると、約 1.8 k m先に太平洋を望むことができます。
- また、西側には、常磐自動車道に沿って広がる標高 200~ 600mの多賀山地を望むことができます。
- このように、多賀山地から太平洋に向かって緩やかな斜面 となっているため、高層階からの良好な眺望をいかした庁 舎整備を行うことも可能です。
- 敷地自体も南東から北西にかけて緩やかに高くなっており、<u>敷地高低図(図 14)のAの一部(法面部を除く。)については、標高 42~43m程度に切り下げし、現庁舎及び</u> 駐車場敷地と一体的に使うことが有効であると考えられ



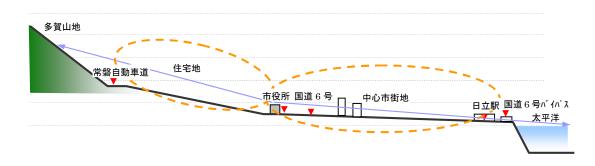
現庁舎東側 (海側) の眺望



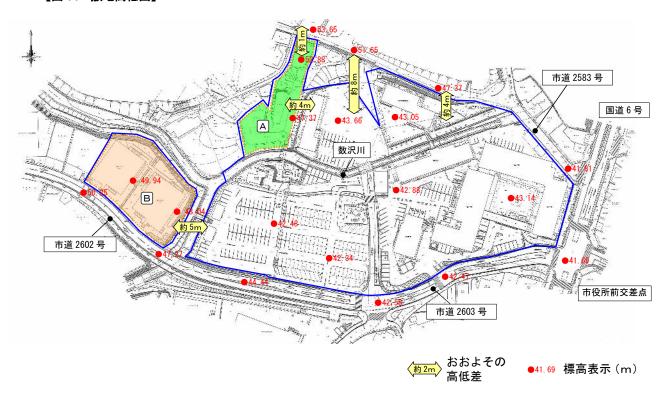
現庁舎西側(山側)の眺望

ますが、敷地Bについては、数沢川を挟んだ一体的な土地利用は困難であると考えられます。

【図 13-東西方向イメージ断面図】

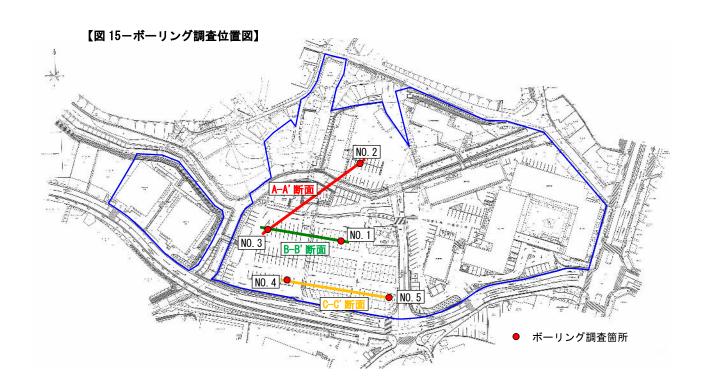


【図 14-敷地高低図】



≪ウ 地盤・地質条件≫

- 平成24年の5~6月にかけて、建設予定地のボーリング調査(5箇所)を実施しました。
- 〇 その結果、深さ $10\sim20$ mにおいて細砂層(= N値 1 $31\sim50$)、15mより深い部分で砂岩層(= N値 1 50 以上)が確認されており、これらの層を支持地盤とすることが想定されます。
- また、今回の調査では、一般に液状化の判定が必要とされる沖積砂質土層は堆積しておらず、 洪積砂質土層(シルト質細砂、シルト混り細砂など)も比較的N値は高いため、液状化の判 定は必要がないものと考えられます。



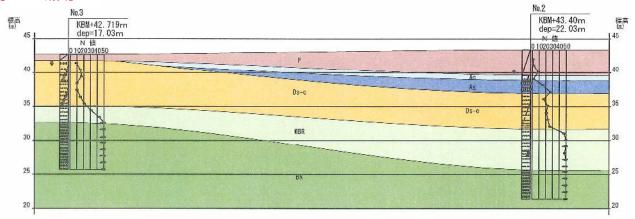
【表 4-ボーリング調査及び標準貫入試験結果概要】

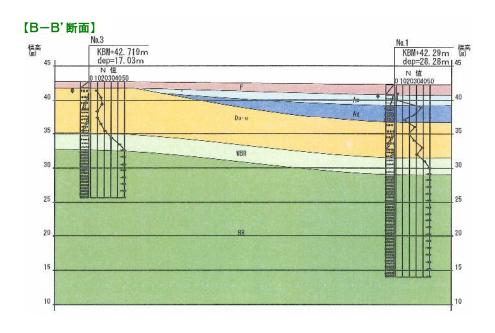
					ĺ						
地質時代 地層名		业 図 夕	土質名	色調	N値 分布		ボー	-リング[箇所		
70	受団ル		地信句	工具石	記号	分布	NO. 1	NO. 2	0. 2 NO. 3 NO. 4 NO.		NO. 5
	現世	人工	土層	埋土	F	1~18	0	0	0	0	0
	完新世	沖	粘性土層	砂混りシルト	Ac	1~2	0	0	_	0	0
第四期	元利巴	· 積 層	礫質土層	礫質土	Ag	11~38	0	0	_	0	0
期	更新世	洪積層	砂質土層	シルト質砂 シルト質細砂 シルト混り細砂 固結粘土	Ds-c	9~35	0	0	0	0	0
第三中新世期	五新世 基盤岩 細砂 (風化砂岩)	WBR	31~50 以上	0	0	0	0	0			
期		(3)	·質層群)	砂岩	BR	50 以上	0	0	0	0	0

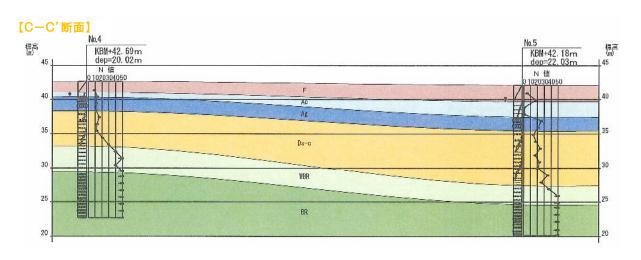
 $^{^1}$ N値:ボーリング調査の際、ハンマーを土中に 30 cm打ち込むために要する打撃回数をN値といい、この値が大きいほど地層は硬いと言える。一般に中高層建築物は、N値 30 \sim 50 の地盤を基礎杭の支持層とする。

【図 16-地質推定断面図】

【A-A'断面】







(3)交通条件

≪ア 公共交通≫

- 日立市役所前のバス停は、上下線ともに、玄関から約 80 m離れた国道 6 号上に設置されています。
- 日立駅と十王駅、鞍掛山、神峰営業所、高鈴台団地などを 結ぶ11路線、上下線あわせて1日約260本の路線バスが 運行されており、JR日立駅とのアクセスを含めて、公共 交通の便は比較的良い環境であると言えます。
- しかし、新庁舎の建設予定地は、さらに 100mほどバス停から離れることになるため、高齢者や雨の日の利用などについては、やや不便になることも想定されます。



日立市役所前バス停



≪イ 自家用車≫

- 市域の東側に位置する市街地を南北に貫く国道 6 号は、通 過交通と生活交通が入り混ざり、市内でも大変混雑する道 路となっています。
- しかしながら、平成20年3月には、国道6号日立バイパスの旭町アクセス以北が開通したため、ある程度の交通渋滞が緩和され、市役所への自家用車利用の利便性は高まりつつあります。
- 自家用車を利用した場合、通常時では、市北部のJR十王 駅前や、市南部のJR大甕駅前からでも、約30分で市役 所に来ることができるため、今後、来庁者の多くは、自家 用車を利用することが想定されます。



国道6号日立バイパス

(4) インフラ条件

【図 18-インフラ条件図】



≪ア 道路≫

国道 6 号市役所前交差点の改良

- 国道6号市役所前交差点は、変形四差路となっています。
- また、市道 2583 号から国道 6 号への右折を可能とするために、国道 6 号北側から市役所方面への右折レーンが約 20mしかなく、新庁舎駐車場への右折車両を十分にさばききれない可能性があります。
- 今後、バスの敷地内乗り入れも見据えながら、スムーズな 自動車交通が行えるように改良することも検討する必要 があります。



国道6号市役所前交差点

市道 2601 号の廃止

- 現庁舎敷地と駐車場用地の間には、幅員約 5mの市道 2601 号があります。
- 本計画では、この市道を廃止して敷地を一体化することに より、有効な配置計画が行えるようにします。



市道 2601 号 (手前は市道 2602 号)

≪イ 河川≫

数沢川の移設

- 現在、庁舎敷地を東西に横切るように数沢川 (幅 4.0 m× 深さ 3.3 m) が流れています。
- この河川は敷地を分断しており、有効な土地利用を妨げる ことから、想定流量を考慮しながら、ボックスカルバート (地下埋設)方式により北側に迂回させることで、一体的 な土地利用を可能とします。
- また、数沢川は比較的水量が多いことから、修景水として の活用も考えられます。



庁舎敷地を横断する数沢川

≪ウ 地下埋設物≫

地下埋設物の移設

- 計画敷地内には、これまでの庁舎の増築等に伴い、複雑に入り込んだ地下埋設物(上下水道、ガス管等)が数多く見られます。
- これらの埋設物については、新庁舎の建設に当たり、移設・整理を行います。

ベルトコンベアへの配慮

○ 敷地の南側に接している市道 2602 号、市道 2603 号の地中には、民間企業所有のベルトコンベア(幅 3m×深さ 2m 程度のボックスカルバート)が埋設されているため、工事の際には配慮が必要です。



敷地南側の地中を通るベルトコンベア

≪エ その他≫

弁財天社の移設

○ 新庁舎の建設予定地にある弁財天社については、計画敷地 外に移設するものとします。

高鈴中継ポンプ場(下水道)へのメンテナンス道路確保

○ 高鈴中継ポンプ場は、新庁舎建設後も引き続き利用される ため、市道 2602 号から数沢川に沿ってメンテナンス用の 道路を確保する必要があります。

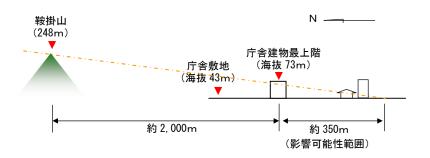


弁財天社

テレビ電波受信障害対策

- 当該地区は、日立中継局(風神山)と日立神峰中継局の2つの放送エリアにカバーされています。
- 新庁舎の建設時には、「日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱」に基づいて、事前に受信状況の予測と調査を行い、適正に対応するものとします。

【図 19-電波障害対策範囲のイメージ】



ビル風対策

- 本市においては、冬期に15m/秒程度の北西からの強い季節風が多く見られます。
- 建物等に被害を与えるような風は、平均風速が 20m/秒以上と言われていますが、庁舎建築の 周辺 30m程度 (建物高さと同程度) の範囲では、ビル風による風速の増加も想定されます。
- したがって、植栽や防風フェンス等により、ビル風対策を検討することも必要です。

(1)建物配置の考え方

○ 計画敷地内には、「新庁舎の完成後も利用する建物」や、建設期間中も行政事務を継続させる ため、「新庁舎の完成後に解体する建物」などが存在していることから、新庁舎の建設可能範 囲は限られてきます。

①新庁舎の完成後も利用する建物

職員研修会館、高鈴中継ポンプ場

②新庁舎の完成後に解体する建物

第 1~5 庁舎、臨時庁舎A・B棟、車両棟前倉庫・清掃員詰所、<u>車両棟(※ただし、設計提案</u> 競技の提案内容によっては、建設前に解体することも可能)

- また、敷地の北側は、第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域となっており、日影規制が適用となるため、敷地の北側に接して高い建物を配置することは難しい状況です。
- これらを勘案すると、新庁舎の配置は、おおよそ下図の赤枠の範囲内であると考えられます。

【図 20-建物配置方針図】



(2) 歩行者動線の考え方

○ 歩行者の動線は、国道 6 号市役所前交差点から新庁舎を結ぶメインアプローチのほか、交通 広場からの動線など、主に4つの動線を想定することができます。

A メインアプローチ

国道6号に面した「エントランス広場」からのメインアプローチは、駐車場の自動車動線と分離し、本庁舎の正面玄関に向かった**シンボル的なアプローチ**とすることにより、歩行者に距離を感じさせない工夫を行います。

B 交通広場からの動線

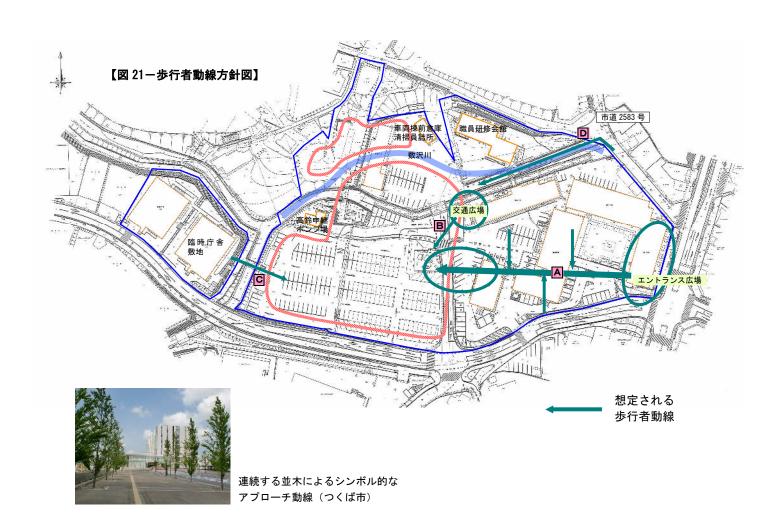
路線バス停留所やタクシー乗り場を設けた「交通広場」からの動線は、降車後に、雨に 濡れずに庁舎まで行けるよう、**屋根を設置するなどの配慮**を行います。

C 臨時庁舎敷地からの動線

臨時庁舎敷地からの動線は、敷地の高低差が約5mあることから、新庁舎の2階レベルでの接続により、最短でアクセスできるようにすることも検討が必要です。

D 敷地北側からの動線

敷地北側の市道2583号からアクセスできるような動線を確保します。



(3) 駐車場配置及び自動車動線の考え方

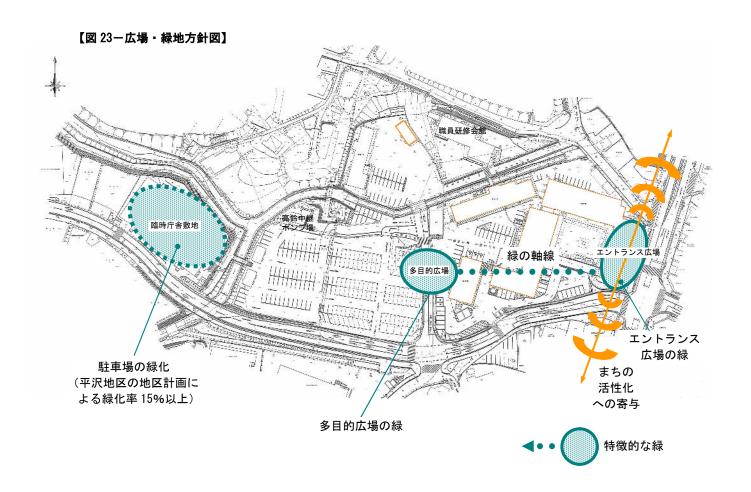
- 新庁舎には、全体で約540台分の駐車場を確保する必要があります。
- しかしながら、下図に示されているように、平面駐車だけでは必要な駐車台数が確保できな い状況であることに加え、以下の事項等にも対応するため、庁舎と一体となった地下駐車場 **の整備を行う**こととします。
 - ①身体障害者等用駐車場(思いやり駐車場)の設置
 - ②災害時における支援物資等の搬入スペース確保
 - ③庁内ごみの搬出作業における効率性の確保
- 通路等に必要となる面積を含めて、駐車場を 30 ㎡/台として計算した場合、概ね下図の 4 つ のブロックで、合計約 410 台の駐車場を確保することができます。
- なお、これでも**不足する約 130 台分の駐車場については、今回の計画敷地外に、公用車用駐 車場を別に確保する**ことで対応することとします。
- また、各駐車場へのアプローチは、国道 6 号からは直接行わないものとします。さらに、サ ブ動線として、市道2583号からの出入路線についても設定します。

【図 22-駐車場配置及び自動車動線方針図】



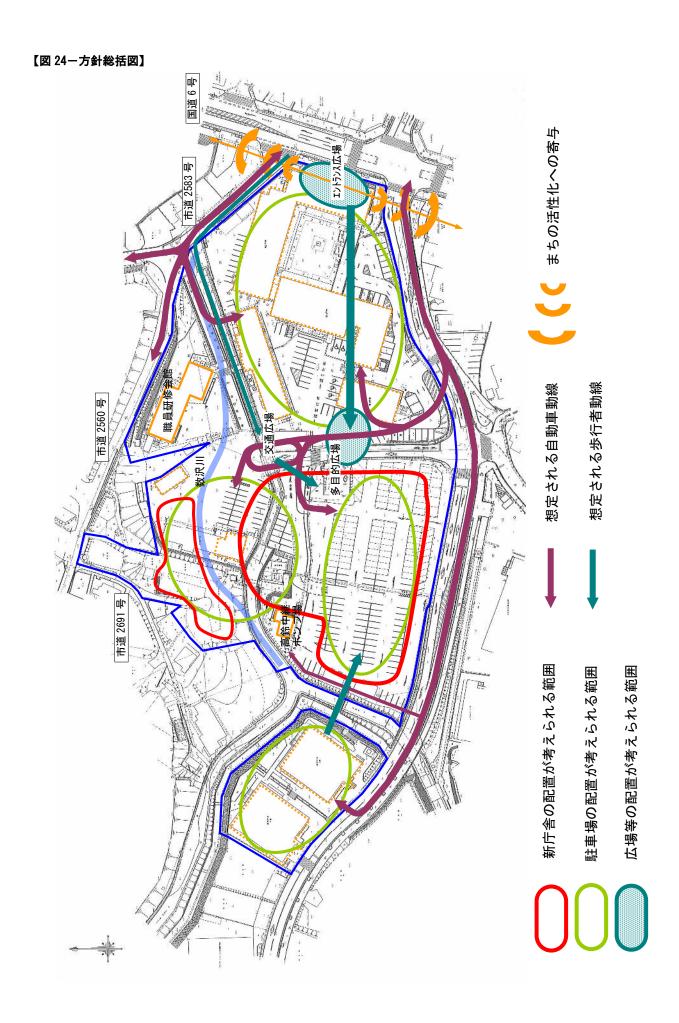
(4) 敷地内広場・緑地の考え方

- 敷地の大部分は、主に駐車場として利用されることになりますが、イベントなども開催可能 な広場や緑地を整備することで、特徴的な緑を創出し、敷地内にうるおいのある空間を演出 することも必要です。
- 具体的には、エントランス広場から伸びる緑の軸線、この軸線の受けとなる多目的広場、地 区計画(緑化率 15%以上)が設定されている臨時庁舎敷地の駐車場緑化などが考えられます。
- また、国道沿いのエントランス広場については、まちの活性化への寄与という観点から、飲食・商業施設等の誘致なども視野に入れながら、効果的な敷地の活用を検討します。



(5) 建物の配置及び動線の考え方のまとめ

○ これまでの「建物配置」「歩行者動線」「駐車場配置及び自動車動線」「広場・緑地」の考え方をまとめると、次の「方針総括図」のようになります。



3 敷地利用パターンの比較検討

- 建物の配置及び動線の考え方を基に、複数の敷地利用パターンを想定し、これらのメリット・ デメリットについて検討を行います。
- 今後は、ここで検討した敷地利用パターンを含め、周辺地域との調和や建物の空間構成等に も配慮された最適な敷地利用計画について、設計提案競技により提案を求めるものとします。







第4章 新庁舎における空間構成の検討

1 新庁舎が備えるべき具体的機能

(1) 災害に備える防災拠点機能

ア 高水準の耐震性能の確保

- 庁舎は、平常時における利用者の安全確保だけでなく、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があるため、建物や設備(電源設備や給排水設備、OA機器等)の損傷を最小限に抑えることも重要です。
- そこで、建設コストは若干割高になるものの、地震の発生時において、建物や設備に対する ダメージを大幅に抑えることができる**「免震構造」を導入する**こととします。

【表 5-耐震・制震・免震構造の違い】

	耐震構造	制震構造	免震構造			
イメージ図						
概 要	建物の構造自体を堅固にして強度を高め、地震の揺れに耐えるよう建設する工法。	建物の柱に地震の揺れを吸収する装置(ダンパーなど)を設置し、地震エネルギーを伝わりにくくして、建物の揺れを軽減する工法。	地面と建物の間に専用の装置を設置することにより、地震エネルギーを吸収して地震の揺れを建物に伝わりにくくする工法。			
特徵	建物の揺れ自体は減少しないため、損傷する場合があるものの、費用は安価である。	建物の揺れを吸収するため、 建物の損傷をある程度抑え ることが可能。免震構造より 効果は少ないが、比較的安価 である。	地面と建物が切り離されるため、建物のダメージや揺れも大幅に減少するが、建物コストは割高になる。 (耐震構造の3~7%増)			

○ また、国では、平成 7 年の阪神・淡路大震災を受け、耐震安全性の目標として「官庁施設の総合耐震計画基準」を定めています(表 6 参照)。新庁舎は、市内における災害対策活動の指揮及び情報伝達の中枢的機能を担うため、この基準における**最高水準の安全性(I類、A類、甲類)を確保する**ものとします。

【表 6-耐震安全性の目標】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標 とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	・大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること を目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	・大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低 下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類	・大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危 険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しない ことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	・大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人 命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、 大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(出典:官庁施設の総合耐震計画基準/(社)公共建築協会)

イ 災害対策本部室の常設設置

- 災害発生時において、災害対策本部を速やかに設置し、関係機関と連携したスムーズな災害 対策活動や、情報の収集及び発信ができるように、<u>必要な機器類を整備した災害対策本部室</u> を常設することとします。
- 災害対策本部室は、市長・副市長室や防災担当課の執務室と同一のフロアとし、停電時にお けるエレベーターの停止等も考慮して、中層階に配置することとします。
- また、災害対策本部室に近接して、災害対応の事務局が開設できるスペース(災害対策室) や無線室、仮眠室、シャワー室などを配置し、防災センターとしての機能を発揮できるよう にします。
- なお、災害対策本部室は、平時には庁議等にも活用できるように工夫するものとします。



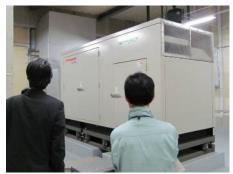
東日本大震災時の日立市災害対策本部



災害対策室(西尾市)

ウ ライフラインのバックアップ機能整備

- 災害時において、ライフライン(電気、ガス、水道など)が遮断された場合においても、災害対策本部機能は維持されなければなりません。
- したがって、ライフラインが復旧するまでの一定期間(3~7 日間程度)は、庁舎自体が自立 して活動を継続できるようにするため、新庁舎には、ライフラインのバックアップ機能が必 要となります。
- 具体的には、**自家発電施設の設置**や、**複数の変電所からの電力供給**を確保するほか、**災害用 井戸の設置**による飲料水の確保、**トイレ等の雨水利用**など、東日本大震災における教訓を活 かし、効率的に災害対策や救助活動が行えるようにします。
- さらに、接地階に配置するレストランでは、災害時の炊き出しにも対応できるように、**プロ パンガスを使用**することとします。
- また、地下階には、**食料や各種資機材等の防災備蓄倉庫を設け**、地下駐車場からの搬出入を 直接行えるようにするほか、車両棟付近には、**公用車の燃料等を備蓄するタンクを設置**し、 災害対策活動の長期化にも対応できるようにします。
- 新庁舎に取り入れる設備についても、例えば、トイレの洗面を全て自動水栓にするのではな く、ある程度は手動水栓も設置するなど、災害時を想定した配慮を行うこととします。



自家発電装置(つくば市)



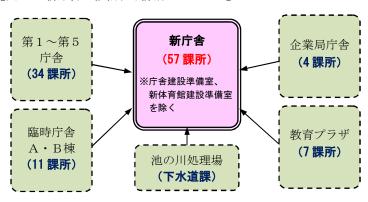
井戸ポンプ設備(つくば市)

(2) 便利で使いやすい庁舎機能

ア 庁舎の一体化による利便性・効率性の向上

- 現在は、本庁舎の機能が 5 つの庁舎と 2 つの臨時庁舎に分散しており、さらに、企業局や教育委員会の庁舎は、別の敷地に立地しています。
- 来庁者の負担軽減や、事務の効率化にも配慮しながら、利用しやすい動線や執務空間の配置 を検討し、できる限り一つの建物に収めることで、庁舎の一体化を図ることとします。

【図 25-新庁舎に移転する課所のイメージ】



(参考) 現在の各課所の配置状況

	第1庁舎	第2庁舎	第3庁舎	第4庁舎	第5庁舎
4.5 階		(未使用)	・(議員控室等)	• (倉庫)	
3 階		(未使用)	• 議会事務局	• (議場等)	(未使用)
2 階	・契約課 ・管財課 ・財政課 ・広聴広報課	・人事課 ・行政管理課 ・(庁舎建設準備室) ・情報政策課 ・建築指導課 ・営繕課	· 総務課 · 秘書課	(記者クラブ等)	・監査委員事務局 ・政策調査課 ・企画調整課
1階	・環境政策課 ・環境衛生課 ・市民活動課	・都市政策課 ・公共交通政策課 ・幹線道路整備促進課 ・道路建設課 ・道路管理課	・都市整備課 ・会計課 ・生活安全課	・地籍調査課 ・工事検査課 ・用地課	・農業委員会事務局 ・農林水産課 ・観光物産課 ・産業立地推進課 ・商工振興課

	臨時庁舎A棟	臨時庁舎B棟				
2 階	・市民税課 ・資産税課 ・納税課	・社会福祉課 ・住宅課				
1 階	・市民課 ・国民健康保険課	・こども福祉課 ・高齢福祉課 ・障害福祉課 ・介護保険課				

	教育プラザ
3 階	・総務課 (教育委員会) ・学校施設課 ・生涯学習課 ・(新体育館建設準備室) ・スポーツ振興課 ・学務課 ・指導課 ・教育研究所
2 階	・(ギャラリー等)
1階	・(百年塾サロン等)

	企業局庁舎
2 階	・総務課 (企業局) ・経理課
1階	•料金課 •水道課



教育プラザ

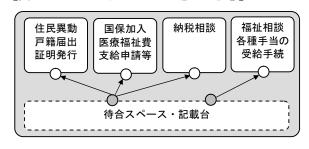


企業局庁舎

イ 窓口機能の集約配置

○ **窓口機能は、接地階または低層階に集約配置する**ことで、各種手続における市民の移動距離をできる限り短くし、併せてゆとりのある待合スペースを確保することで、利用者の利便性向上を図ります。

【図 26-ワンストップサービス窓口の形態】





ゆとりのある待合スペース (青梅市)

- また、<u>**窓口カウンターには、仕切りパネルを設置</u>**するほか、<u>**個室型の相談スペース(相談室)を十分に確保**</u>(各課所共用で、1・2 階フロアに各 7 室を設置)することで、個人情報やプライバシーの保護にも配慮することとします。</u>
- さらに、窓口機能が集約される接地階と低層階フロアの連続性の確保については、動線を分かりやすくするため、エスカレーター等の設置を検討します。



窓口カウンター (つくば市)



入口ロビーのエスカレーター (西尾市)

ウ 誰もが理解しやすい案内機能の整備

- 案内機能については、<u>**多目的ロビー内に総合案内所を設け**</u>、高齢者や障害者、外国人等をは じめとして、全ての来庁者が、迷うことなく目的の課所に到達できるようにします。
- また、総合案内所付近には、<u>**庁内の総合案内板や、会議室の案内表示等を設置**</u>します。これらの案内表示は、外国語や点字表記も含め、誰もが理解しやすいように配慮します。
- なお、各フロアにおける案内表示については、目的別表記の採用を検討するほか、色彩など を効果的に用いて、誰もが直感的に理解できるサイン計画を導入するなど、ソフト面での工 夫も行うこととします。
- さらに、様々な案内の表示場所についても、例えば、目の届きやすい待合用椅子の背面に行 うなどの配慮を行います。



総合案内所 (つくば市)



庁舎案内板 (つくば市)

(参考) イメージしやすい目的別表記

「〇〇課」といった部署名や行政用語による表記ではなく、来庁者の目的をそのまま記した「目的別表記」とすることで、目的の窓口を簡単に分かるようにします。

<今までの表記>	<目的別表記>
国民健康保険課	国民健康保険のこと 国民年金のこと
住民異動	引越しのこと

エ ユニバーサルデザインの導入

- 庁舎は、すべての市民が快適に利用できるように、安全で、分かりやすく、使いやすい施設 でなければなりません。そこで、以下のような内容に配慮しながら、ユニバーサルデザイン の積極的な導入を図ることとします。
- 庁舎の正面入口付近及び地下階には、障害者や妊婦等が利用できる<u>「思いやり駐車場」のス</u>ペースを確保します(5~10 台程度)。
- 高齢者等の公共交通機関利用に配慮し、市役所の敷地内に路線バスの乗り入れができるよう に関係機関と協議を進め、**バスの停留所やタクシーの乗降スペースを設けた交通広場を整備** します。
- 思いやり駐車場や交通広場から庁舎入口までの動線については、屋根を設置するなどの配慮を行います。
- **各フロアに多機能トイレを設置**します。なお、多機能トイレは、様々な利用者がニーズに合わせて設備を選択できるように、階によって設備や配置を変えるなどの配慮を行います。
- 子ども連れの方が安心して市役所を利用できるように、接地階の児童福祉担当課付近に<u>キッ</u> ズスペースと授乳室を設置します。
- 窓口機能が集約される接地階及び低層階フロアには、子ども用の低い洗面台を設置するなど の配慮を行います。
- 庁舎内は、車いす利用者がスムーズに通行できるように、**ゆとりのある通路幅を確保**します。
- 各フロアの床材は、高齢者や車いす利用者にとって負担とならないように、滑りやすいタイルや毛足の長い絨毯類を避け、十分な検討を行ったうえで選択することとします。
- 災害時において、車いす利用者が自力で避難することができるように、低層階への非常用スロープの導入を検討します。
- 音声案内設備の設置効果の検証を行い、必要に応じて導入を検討します。



障害者用駐車場 (つくば市)



庁舎前バス停留所(あきるの市)



多機能トイレ (立川市)



だれでもトイレ案内板 (西尾市)

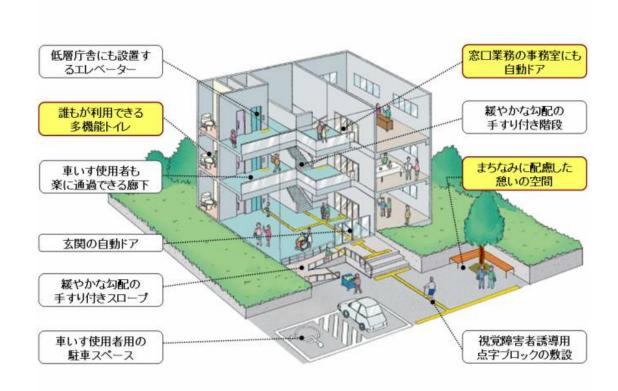


キッズスペース (立川市)



授乳室 (立川市)

【図 27-高度なパリアフリーのイメージ(国土交通省)】



(3) 柔軟で効率的な執務機能

ア 適正な執務空間の整備

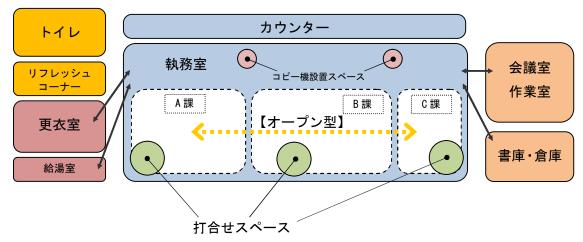
○ 事務処理を効率的かつ円滑に行うために、執務室や会議室、書庫・倉庫などの適正なスペースを確保し、さらに、情報化の進展や業務・組織の変化にも柔軟に対応できるようなレイアウトや設備等を採用することとします。

≪執務室≫

- 執務室の面積は、車いす利用職員の円滑な移動を可能とするため、机と机との距離を約 1.8 m確保することとし、職員 1 人当たり 6.2 mの面積を目安とします。(現在は 5.1 m)
- 執務室のフロア内は、原則として**オープン型**とし、機構改革や職員数の変動にもフレキシブルに対応できるようにします。また、部長の執務スペースは、現在と同様に、オープン型のフロア内に配置します。
- 各課所には、**打合せ用のスペースを1箇所以上設置**します。
- 執務室内に設置するコピー機は、事務机から離れた場所に設置し、コピー機の排出熱等による不快さの軽減を図ります。また、文書担当課付近には、コピー機のほか、裁断機や紙折機などを備えた印刷室を設けます。
- 更衣室は、執務室と区分して、**各フロアに 1~2 箇所程度に集約して配置**します。さらに、各フロアの更衣室とは別に、屋外作業者用の更衣室を地下に配置し、ヘルメットや長靴置き場、雨に濡れた衣類の乾燥場所等を確保します。
- 各フロアには、通常は市民が利用でき、昼食時には職員のバックヤードを兼ねた、自動販売機などを備えたリフレッシュコーナーを設置します。(接地階と最上階を除く。)

【図 28-執務空間の構成イメージ】

(通路・待合いスペース)



- 執務室の床には**○Aフロア¹を導入**し、執務室内のレイアウト変更にも柔軟に対応できるよう に配慮します。なお、導入する**○**Aフロアの規格は、配線容量のほか、メンテナンス作業や 歩行のしやすさ等を総合的に判断して選択するものとします。
- 業務において互いに関連のある課所については、可能な限り、隣接または近接して配置します。

【表 7ーフロア配置の考え方】

	配置の考え方
高層階	来庁者があまり多くない課、他課とのつながりが少ない課、独立性が必要な 課等を中心に配置します。
中層階	業務などによる来庁者が多い課、非常時にエレベーターが停止した場合にも 業務を中断できない課等を中心に配置します。
低層階	一般の市民が多く来庁する課を中心に配置します。
接地階	障害者や高齢者、子ども連れの市民等が多く来庁する課、休日にも開庁する 必要がある課、現金を扱う頻度の高い課を中心に配置します。

≪会議室≫

- 会議室は、庁内における実態調査の結果、最も利用の多かった小会議室(20 人前後の会議、 打合せ等に利用)を中心に、表9を目安として整備します。
- なお、毎年7~8月頃に、会議室の長期利用が集中することを考慮し(表 10 参照)、この時期 においても、通常の会議室利用が妨げられないように、会議室数を設定することとします。

【表8-現庁舎における会議室】

庁舎	室名	面積	庁舎	室名	面積
第2庁舎	241 会議室	144. 2 m²	第5庁舎	522 会議室	31. 1 m²
第 2 月 音	242 会議室	26. 3 m²	弗 3 川 吉	523 会議室	38. 5 m²
第3庁舎	321 会議室	31.8 m²	教育プラザ	3 階会議室	46. 2 m²
第 3 月 音	322 会議室	26.4 m²	企業局庁舎	1 階会議室	14. 1 m²
	511 会議室	60.7 m²	企 果 何月	2 階会議室	21. 1 m²
第5庁舎	512 会議室	40.6 m ²	合 計	12 室	546. 4 m ²
	521 会議室	65. 4 m²			

【表 9-新庁舎における会議室の室数及び整備面積の目安】

	机の配置による	最大収容人数	室数	人士工徒		
	教室型	ロの字型	主奴	合計面積		
大会議室 (350 m²)	240 人	100 人	1室	350 m²		
中会議室 (230 m²)	140 人	70 人	2室	460 m²		
小会議室 (60 m²)	25 人	23 人	13 室	780 m²		
作業室 (30 m²)	主に作業スペー	スとして利用	6室	180 m²		
	合 計					

※大会議室と中会議室は、テーブルや椅子等を収納するための倉庫スペースを含む。

 $^{^{1}}$ OAフロア: ネットワーク配線などのため、床下に一定の高さの空間を設けて二重化したもの。フリーアクセスフロアとも言う。

【表 10-会議室の長期利用状況】

	会議等名称	人数	部•課名	利用日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 木	目談員研修	30人	教育研究所	5日間	•											
		15人	市民税課	毎日	•		•									
3 1		20人	行政管理課	7日間	•	-	•									
4 禾	引子補給通知作業	2人	商工振興課	5日間	•											
5 車	経自動車税納付書発送作業	7人	市民税課	14日間	•	•										
6 糸	合付書発送作業	6人	国民健康保険課	7日間		•	•									
7 糸	内付書発送作業	6人	国民健康保険課	7日間		•	•									
8 糸	內付書発送作業	24人	介護保険課	7日間		•	•									
9 1	日赤特別社資募集事務	_	社会福祉課	毎日			•	•								
10 5	受給者証発送作業	4人	国民健康保険課	10日間			•	H	•							
11 🕅	海水浴場準備	_	観光物産課	毎日			•		-	•						
	內付書発送作業(後期)	4人	国民健康保険課	10日間			•	•								
	け政計画ヒアリング	10人	企業局経理課	4日間				•								
14 化	呆険証発送作業(後期)	4人	国民健康保険課	10日間				•	•							
15 5	実施計画 ヒアリング	20人	企画調整課	5日間				•	•							
16 3	実施計画査定	13人	企画調整課	5日間				•	-							
	又入申告受付	100人/日	住宅課	15日間				•	•							
	再任用ヒアリング	40人	人事課	7日間				•								
	ノステム改善ヒアリング	10人	情報政策課	10日間				(•	•						
	采用試験事務	5人	人事課	毎日				_	Т,	•			-			
	且織等ヒアリング	4人	行政管理課	10日間							•••					
,-	雀業祭開催準備	2人	商工振興課	毎日							•	<u> </u>				
	当初予算査定	9人	財政課	毎日							•	-				
	予算ヒアリング	15人	企業局経理課	7日間								•				
	市県民税申告受付に関する研修	20人	市民税課	7日間									•	_	•	
	当初予算ヒアリング	20人	財政課	10日間									•			
	卡県民税給報投入作業	14人	市民税課	毎日										•		
	 卡県民税申告受付	400人/日	市民税課	毎日											•	•
	くらまつり準備	_	観光物産課	毎日	\vdash										•	
	R 険 証 発 送 作 業	4人	国民健康保険課	毎日												•
	日 赤一般社資募集事務		社会福祉課	毎日	\vdash										•	
	个護認定審査会	7人	介護保険課	毎月22日間												
	周査票作成業務	17人	介護保険課	毎月22日間												
	義会傍聴	30人	総務課	各21日間		•			•	•		(•	
35 氰	養案等部課長説明	10人	総務課	各4日間		••			••			••			••	

○ 実態調査の結果、1回当たりの会議室の利用人数は、最大で約180人となっています。しかし、 実際には、通常の会議以外の用途にも大会議室を利用するケースが想定されることから(例 えば、選挙の期日前投票所や市県民税の申告相談会場など)、これらの利用実績も踏まえたう えで、大会議室は、約240人を収容できる規模とします。

【表 11-大人数での会議室利用状況】

会議等名称	利用人数	所管課	実施時期	1回の利用時間
職員研修	20~180 人	人事課	通年	8 時間
介護保険事業者懇談会	150 人	介護保険課	年3回	3 時間
部課所長会議	130 人	企画調整課	年4回	2 時間
観光協会総会	100 人	観光物産課	7月下旬~8月上旬	2 時間
教員研修	40~100 人	教育研究所	7月下旬~8月中旬	6 時間

【表 12-会議以外の用途に利用が想定される主なケース】

利用目的	所管課所	最近の利用実績
期日前投票所	選挙管理委員会	平成 23 年市議会議員一般選挙における期日前投票
		本庁:6日間で3,731人(最大で約1,000人/日)
市県民税の申告	市民税課	平成 23 年 本庁:16 日間で 4,550 件受付 (284 件/日)
相談会場		平成 24 年 消防庁舎:15 日間で 3,582 件受付(238 件/日)

- 大会議室は、期日前投票所や市県民税の申告相談会場等としての利用も想定されるため、<u>接</u> 地階(又は2階)に配置することとします。
- 大会議室及び中会議室は、多様な利用人数にも柔軟に対応できるように、可動間仕切り壁などによって、**分割して利用できるように配慮**します。(大会議室は3分割、中会議室は2分割を想定)
- 小会議室は、できるだけ**各フロアに分散配置**し、執務の効率性を高めるように配慮します。
- 現在、1年を通してほぼ継続的に利用されている会議室については、当該目的に応じた専用の スペースを、所管課所に隣接して配置することとします。(研修室、介護認定審査会室など)
- なお、通常の会議室とは別に、大きな図面の作成や、多量の郵便物発送作業などに利用できる作業室を、各フロアに配置することとします。

≪書庫・倉庫≫

- 現庁舎の書庫は、8 箇所で約 500 ㎡となっています (表 13 参照)。また、倉庫は、35 箇所で 約 540 ㎡を有しています (表 14 参照)。
- 実態調査によれば、現在の書庫・倉庫に収納しきれない書類や物品等が、各課所の事務室や 通路等に多数存在しており、文書保存箱(段ボール箱)に換算すると、約 2,500 箱分の収納 スペースが不足している状況です。
- そこで、これらを全て収納できるように、表 15 を目安として書庫・倉庫を整備します。

【表 13-現庁舎における書庫】

カエケ	上 型	面	積
名称	位置 	総面積	文書担当課管理分
第1書庫	第5庁舎1階	81.0 m²	75.6 m²
第2書庫	書庫棟(第5庁舎西側)2階	45. 3 m²	31.0 m²
第3書庫	書庫棟(第5庁舎西側)1階	52. 6 m²	44. 0 m²
第4書庫	第1庁舎地下1階	95.0 m²	52.0 m²
第5書庫	車両棟前駐車場東側倉庫1階	68. 4 m²	7. 1 m ²
十王書庫	十王支所北側車庫	65. 2 m²	29. 3 m²
企業局書庫	企業局庁舎東側プレハブ	10. 5 m²	
教育プラザ書庫	教育プラザ1階	84. 0 m²	_
	合 計	502. 0 m²	239. 0 m²

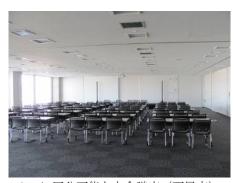
【表 14-現庁舎における倉庫】

庁舎	箇所数	面積	庁舎	箇所数	面積
第1庁舎	3 箇所	22. 1 m²	教育プラザ	2 箇所	69. 3 m²
第2庁舎	9 箇所	58.6 m²	企業局庁舎	3 箇所	51.0 m²
第3庁舎	2 箇所	15. 0 m²	企業局庁舎敷	2 箇所	11 12
第4庁舎	2 箇所	16.0 m²	プ゚レハブ゛	4 固別	11.1 m²
第5庁舎	1 箇所	4. 5 m²	選管倉庫(東成沢町)	1 箇所	80.0 m²
本庁舎敷プレハブ等	10 箇所	212. 3 m²	合 計	35 箇所	539. 9 m²

【表 15-新庁舎における書庫・	倉庫の箇所数及び整備面積の目安】
	后件V间// 致及UE 佣曲很少口头/

名称	基準面積	箇所数	合計面積	備考
書庫(大)	600.0 m²	1 箇所	600.0 m²	文書担当課保存分+各課所で保存 中の文書+今後 65 年間で発生する 長期保存文書 6,500 箱分等
書庫(小)	35.0 m²	12 箇所	420.0 m²	各フロア配置分
倉庫	50.0 m²	12 箇所	600.0 m²	現庁舎倉庫×1.3 の面積を各フロ アに分散配置
防災備蓄倉庫	80.0 m ²	1 箇所	80.0 m ²	防災担当課用
選管倉庫	80.0 m ²	1 箇所	80.0 m²	選挙管理委員会用
戸籍倉庫	50.0 m²	1 箇所	50.0 m²	戸籍担当課用
合 計	-	28 箇所	1, 830 m ²	

- 文書担当課が管理する書庫(大)については、文書 の管理業務や廃棄作業がスムーズに行えるように、 **地下階に配置**します。
- 各フロアには、業務で日常的に使用する書類や物品 等を収納するための書庫(小)、倉庫を分散配置し、 執務の効率性を高めるように配慮します。
- また、地下階には、防災備蓄倉庫のほか、選挙物品 や戸籍専用の倉庫を設置して、各物品等の効率的な 管理を行えるようにします。



3 つに区分可能な大会議室 (西尾市)

≪その他の施設≫

- 文書の収受及び発送業務を効率的に行うため、逓送用の分類箱や郵便料金計器などを備えた 文書集配室を地下階に設置します。
- 庁内において様々な市政情報を収録できるように、ケーブルテレビ用の行政放送スタジオを 広報担当課に隣接して配置します。
- 喫煙スペースについては、健康増進法の趣旨を踏まえ、庁舎内への喫煙スペースの設置は避け、敷地内に複数の喫煙スペースを設置することとします。

≪車両棟≫

- 公用車の管理、点検及び修理等を行うため、リフトなどの車両整備スペースを備えた**車両棟** (別棟)を整備します。
- 車両棟には、タイヤなどの車両用部品のほか、屋外作業用具(刈払機やスコップ、土のう袋等)の保管スペースとして、倉庫を配置します。
- また、車両棟付近には、**電気自動車用の充電設備、天然ガス車用の充填設備、ガソリン車用 の燃料備蓄タンクを併設**し、雨天時の利用も考慮して、各設備には屋根を設置することとします。

イ 議会機能の整備

≪騰会機能全般≫

- 議会機能の配置は、別棟方式は採用せず、議会と行政がより一体的に機能できるように、<u>行</u> **政機能と同じ建物内に配置**します。
- 一方で、議会機能の独立性を維持するため、**議会関連施設は最上階に集約配置**するとともに、 庁内の他施設との動線にも配慮するものとします。
- また、円滑な議会運営に資するため、最新の情報通信技術を活用した視聴覚機能を取り入れるものとします。特に、議場には、ケーブルテレビやインターネット中継を可能とする設備等を設置するとともに、委員会室や会議室についても中継設備の設置を検討します。

≪正・副議長室≫

○ 議長及び副議長の執務室は、「正・副議長室」として一体的に整備し、応接・協議スペース等 を確保するとともに、機能的でシンプルな造りとします。

≪議場≫

- 議場は、**対面方式**を採用し、**格式を保ちつつもシンプルな構造**とします。
- 議場には、各種表示機能(モニター機能)など、活発な議会活動が行えるような諸機能を整備するとともに、余裕を持った構造とします。
- 議席及び説明員席は**段床方式**としますが、段差は最小限に抑えるものとします。さらに、議場及び傍聴席は、バリアフリーに配慮し、適正な通路幅の確保や段差の解消に努めるものとします。
- 傍聴席は、議席の背面に、**現在の席数(42 席)の2倍程度(約80 席程度)を確保する**こととし、一般席と報道席は区分します。
- さらに、傍聴席は、議員側と行政側の双方に視線が行き届くように工夫して配置するとともに、**障害者等に配慮した視聴覚設備や、親子連れを想定した専用の傍聴スペースを導入する**など、ユニバーサルデザインに配慮した空間とします。



議場(岩国市)



議場(立川市)

≪委員会室≫

○ 委員会室は、現在と同数(4室)を設置します。また、余裕のある傍聴スペースを確保します。

≪全員協議会室(議場職員控室)≫

- 全議員及び議場説明員が一堂に会することができ、さらに傍聴席も備えた全員協議会室を新 たに設置します。
- また、全員協議会室は、本会議時における議場職員控室としての機能も兼ね備えるため、**護** 場に隣接して配置することとします。

≪騰員控室(会派室)≫

○ 議員控室(会派室)は、移動可能な間仕切りで区分するなど、**柔軟に部屋の大きさを変更できる構造**とします。

≪議会会議室≫

○ 議会会議室は、現在と同数 (3 室) を設置し、必要に応じて連結して使える構造とします。

≪議会図書室≫

○ 議員の情報収集に資するため、図書や資料を閲覧できる議会図書室を設置します。さらに、 情報通信技術を活用した情報収集機能の導入も検討します。

≪議会応接室≫

○ 市民の陳情や面会時などに利用できる、議員共有の応接室を新たに設置します。

≪市民ロビー≫

○ 議会を訪れた市民の待合スペースのほか、議会情報の閲覧等が可能なスペースを新たに設置 します。なお、この市民ロビーは、議会事務局に隣接して配置するとともに、最上階の眺望 を活かせるような工夫を行うこととします。

【表 16-議会関連施設の整備面積の目安 (議会事務局を除く)】

÷ 4		現状			整備面積の目安		
室名	室数	面	積	室数	面	積	
正・副議長室	1	65. 3 m²		1	70.0 m²		
議場	1	234. 0 m²		1	400.0 m²		
委員会室	4	188. 7 m²		4	400.0 m²		
全員協議会室 (議場職員控室)	_			1	200. 0 m²		
議員控室 (会派室)	5	209. 4 m²		5	280. 0 m²		
議会会議室	3	159.1 m²	880. 5 m²	3	150.0 m²	1, 708. 0 m²	
議会図書室	1	9.0 m²		1	50.0 m²		
議会応接室	_	1		3	60.0 m²		
市民ロビー	_	_		1	50.0 m²		
議会事務局資料室	1	15.0 m²		1	20.0 m²		
議員男女更衣室	_	_		2	28.0 m²		

≪議会事務局≫

- 議会事務局は、議会関連施設の効率的な管理を行えるようにするため、動線上、**議会機能の** 入口部分に配置します。
- 議会事務局には、受付カウンターを備えるとともに、資料室を隣接して配置します。

ウ 動線を考慮したセキュリティ対策

- 庁舎は、公共空間として、広く市民にスペースを開放しつつも、個人情報や行政情報の保護、 夜間や休日等におけるセキュリティの確保を図る必要があります。
- そこで、市民及び職員の動線計画に配慮しながら、庁舎内のゾーニングを明確化し、**防犯力 メラの設置、ICカードや生体認証¹システムの導入、中央管理室の設置**などを含め、それぞ れのゾーンに合ったセキュリティ対策を施すこととします。

【図 29-セキュリティ区分のイメージ】

それぞれのゾーンに合ったセキュリティ対策の実施 【パブリックゾーン】 【共用ゾーン】 【執務ゾーン】 【機密ゾーン】 誰もが自由に利用でき ・相談や届出等を行う人 ・職員のみが入室可能な ・限られた職員のみが入 るエリア が利用するエリア エリア 室可能なエリア (多目的ロビー、待合ス (窓口カウンター、打合 (執務スペース、バック (金庫室、サーバー室な ペース、エレベーター、 せスペースなど) ヤード、更衣室など) 廊下など)

- 特に、窓口部門については、休日にも業務を行う課所があるため、平日のセキュリティ対策 とは別に、例えば、**休日に必要なエリア以外には立ち入りできないようにシャッターを設け る**などの工夫も必要です。
- また、庁内のサーバー機器類は、適正な面積を確保したサーバー室において一括管理を行い、 万全のセキュリティ・防災対策を施すものとします。

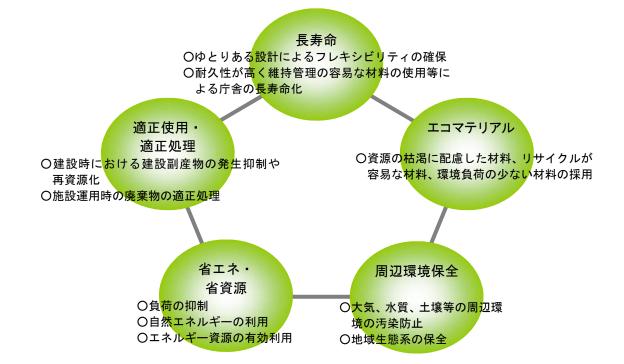
¹ 生体認証:指紋や声紋、眼球の虹彩(こうさい)等の身体的特徴によって本人確認を行う認証方式のこと。暗証番 号や I C カードによる認証では、忘却や紛失によって本人でも認証できなくなったり、漏洩や盗難によって他人でも認証してしまうおそれがあるが、生体認証の場合は、これらの危険性が低いとされる。

(4) 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

ア 日立市の気候や風土に適した環境共生機能の導入

- 公共施設の建設や運営において、環境問題やエネルギー問題への取組は、大きな課題の一つ となっており、新庁舎は、市の中核的な公共施設として、これらの課題に対して先導的な取 組を行っていく必要があります。
- そこで、新庁舎の建設にあたっては、国のグリーン庁舎の考え方や、他市の取組事例などを 参考に、**エネルギーを創る「創エネ機能」や、消費エネルギーを抑える「省エネ機能」を効 率的に組み合わせ**ながら、日立市の気候や風土に適した、環境にやさしい構造・設備を導入 していくこととします。

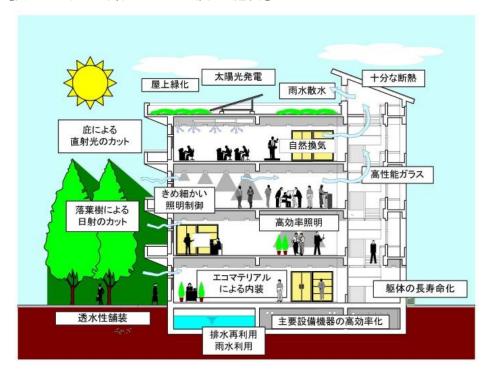
【図 30-グリーン庁舎(環境配慮型官庁施設)の考え方】



- 具体的には、温暖で比較的日照にも恵まれた気象条件を活かし、網戸付き開閉式窓の設置などによる<u>自然換気や自然採光</u>を積極的に取り込む一方で、<u>直射日光を遮るための庇や、LE</u> **D照明、雨水利用設備、高性能ガラスの導入**などを行います。
- また、**太陽光発電設備**については、建物の形や向き、設置可能面積などを基に、コスト分析を行い、最適な規模の設備導入を行います。
- なお、屋上や壁面の緑化については、省エネ効果は期待できるものの、維持管理に相当の労

力と費用を費やす可能性があるため、費用対効果を十分に検証したうえで、導入の選択を行 うこととします。

【図 31-グリーン庁舎のイメージ(国土交通省)】





太陽光発電パネル (岩国市)



庇のついた窓 (岩国市)



雨水を利用するための貯留槽(つくば市)

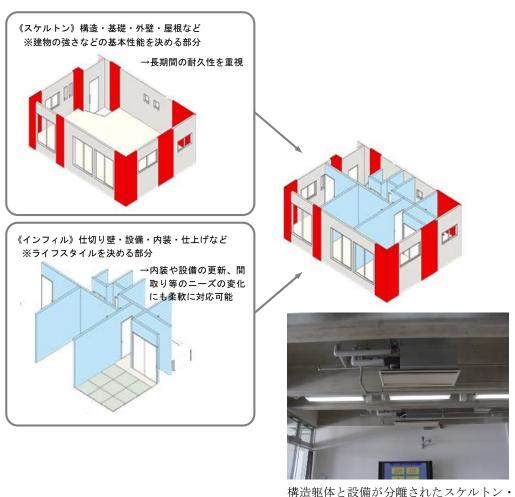


自然換気・採光のための換気塔 (青梅市)

イ 経済効率の高い庁舎

- 新庁舎には、将来の様々な要因(市民ニーズの変化や制度・組織の改正など)にも柔軟に対応できるように、維持管理や修繕・改善がしやすく、計画的な設備の更新などにも配慮した構造を導入する必要があります。
- 具体的には、「スケルトン・インフィル工法」などを採用することで、建物の長寿命化を図るとともに、設備機器等は、将来の最新技術を取り入れやすいものとし、ライフサイクルコストの縮減を図ることによって、経済効率の高い庁舎を目指すこととします。
- なお、スケルトン・インフィル工法の採用に当たっては、経済性や耐久性を重視する一方で、 内装等の**デザインについても配慮を行う**こととします。
- また、例えば、屋根についても、将来のメンテナンスを考え、できる限り陸屋根ではなく勾 配屋根を採用するなどの配慮を行うものとします。

【図 32-スケルトン・インフィル工法のイメージ】



構造躯体と設備が分離されたスケルトン インフィルの事例 (立川市)

(5) 市民が集う交流機能等

ア 市民との協働を支える交流拠点機能の整備

- まちの活性化やコミュニティ活動の更なる発展のためには、今後、市民と行政との「協働」 がますます欠かせない状況となっていることから、新庁舎には、市民活動を支援できるスペースや、市民と市職員との協働スペースなどが必要であると考えられます。
- また、庁舎は、子どもから高齢者、障害のある方など、様々な市民が訪れる場所であることから、多様な市民活動を支える拠点施設として、**多目的スペースや市民ギャラリーなどのような交流機能を備える**必要があります。
- さらに、屋外については、**イベント会場や憩いの場として利用でき、さらには災害時におけ る避難場所としても活用できるような広場・公園等の整備**について検討が必要です。



イベントにも使用されるホール(町田市)



庁舎から見た敷地の状況(西尾市) (手前)お花見公園、(奥)多目的広場

イ 来庁者が気軽に利用できる利便施設の設置

- 新庁舎における売店 (コンビニ) や食堂 (レストラン) 等の市民利便施設については、誰も が気軽に利用できるように、配置スペースや運用方法について工夫が必要となります。
- そこで、<u>売店、食堂については接地階に配置する</u>とともに、閉庁時の営業も可能とするため、 内部からの動線のほか、**外部から直接出入りができる動線を確保する**こととします。
- 金融機関やATMコーナーについても、接地階に集約配置することとします。
- また、障害者等の雇用が可能な喫茶スペースを低層階に配置して、来庁者が気軽にくつろげる空間を設けることとします。
- さらに、国道 6 号に面したエントランス広場付近は、商業施設の誘致など、まちの活性化に つながる活用方法についても検討を行います。



外部から直接出入り可能なコンビニ (立川市)



レストラン(つくば市)

ウ 市政情報や観光情報を発信する「情報センター」の整備

- 現在、庁内において分散管理されている市政情報を、全庁にわたって一元的に管理し、市民 に分かりやすく提供することができるような、**総合情報発信機能(情報センター)の整備**が 必要です。
- また、情報センターには、<u>日立市の歴史や文化、特産品などを紹介するスペースを併設</u>して、 庁舎内に「日立らしさ」をアピールできる空間を創出することで、郷土に対する市民の愛着 や文化の醸成等を図っていくことも大切です。
- さらに、紙媒体だけでなく、ケーブルテレビによる市の広報番組を視聴できる映像機器や、 タッチパネル方式で情報検索が可能なパソコン等の設置についても検討を行い、**多様なメデ** <u>ィアを活用した情報発信</u>を目指すこととします。
- なお、この情報センターには、公文書公開室を隣接して設置し、接地階または低層階に配置 することで、更なる市民サービスの向上を図ることとします。



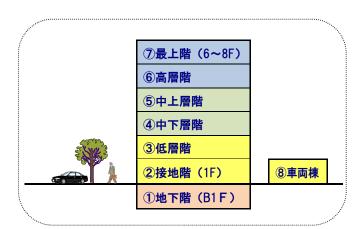
情報発信スペース (つくば市)

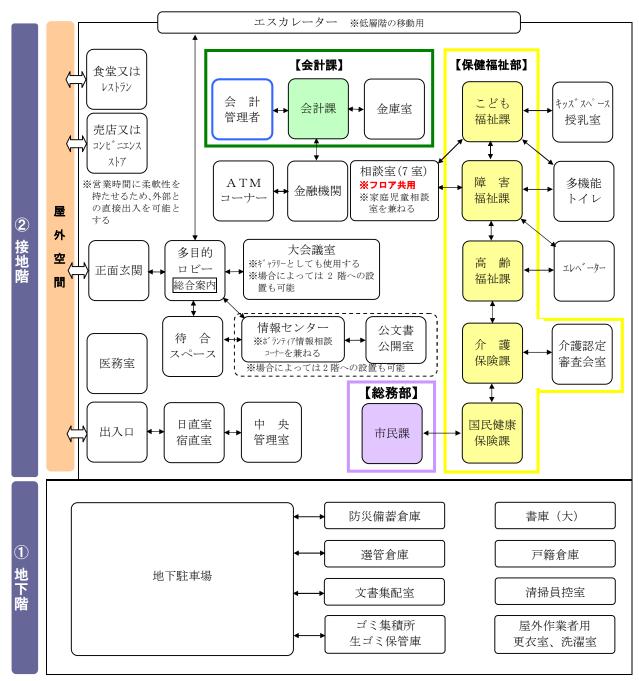


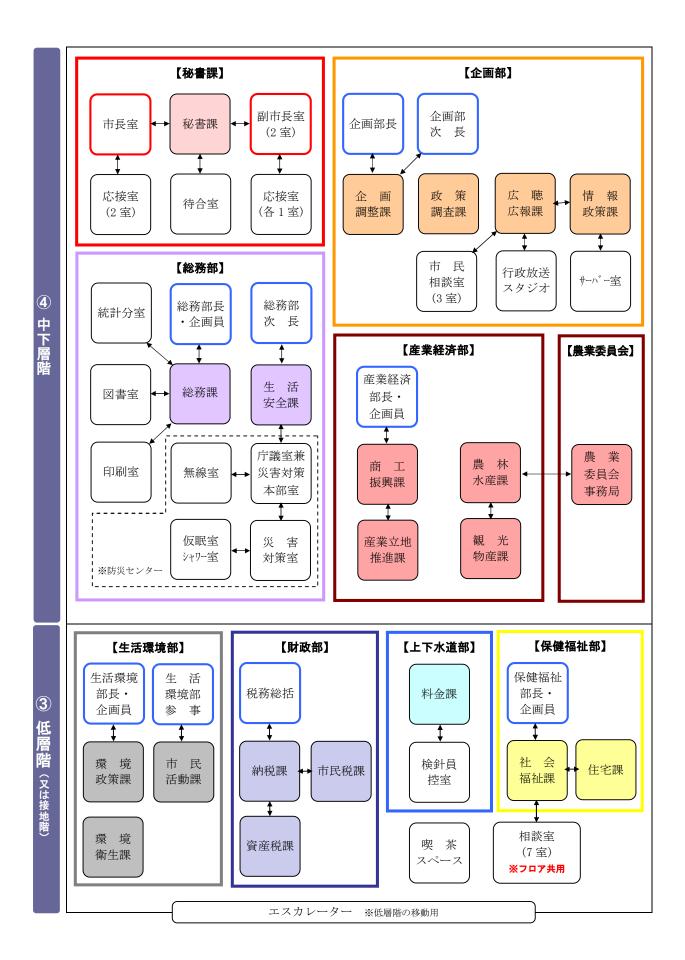
資料展示スペース (福生市)

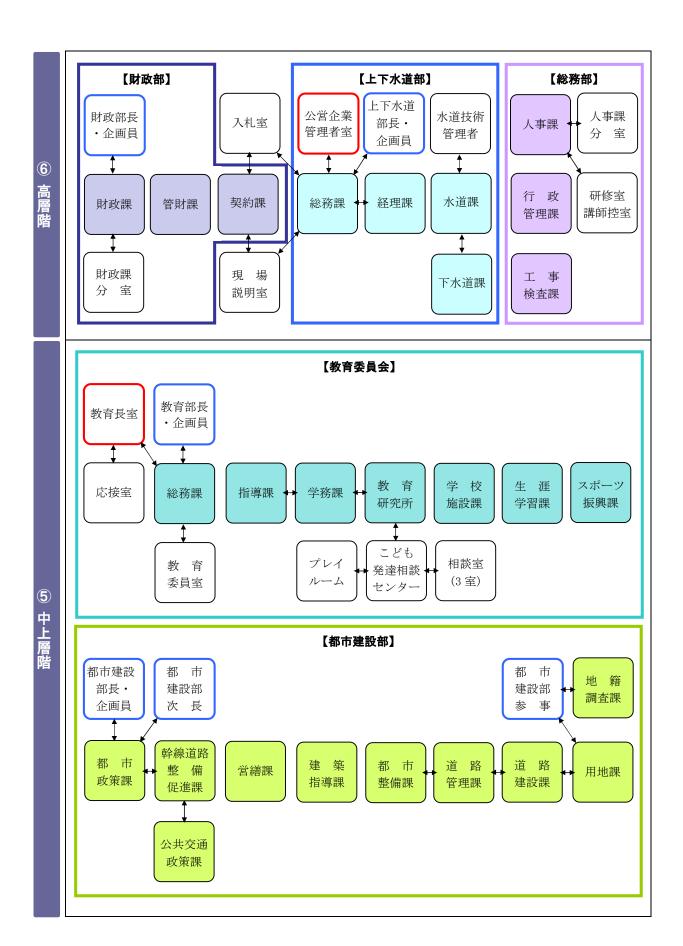
2 施設の階層構成イメージ

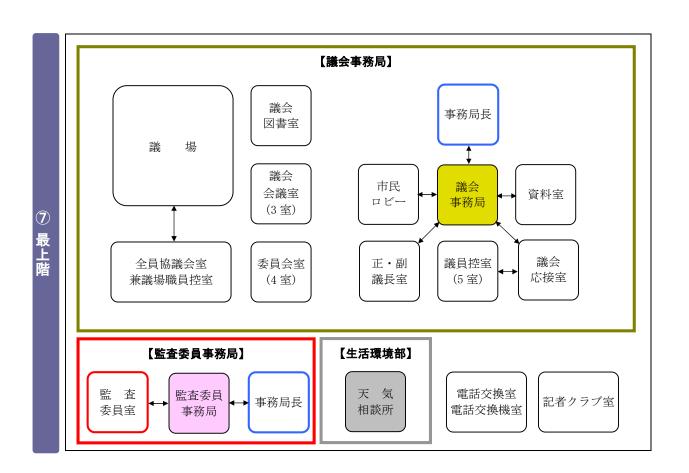
- これまでの考え方を基にした、施設の階層 構成イメージは、右図及び下図のようになり ます。
- なお、下図において「 → 」は、<u>隣接又は近</u> 接することが望ましい課所・施設等を表しています。
- また、同一階層に位置付けられた「部」内の 課所は、原則として同じフロアとすることを 想定しています。

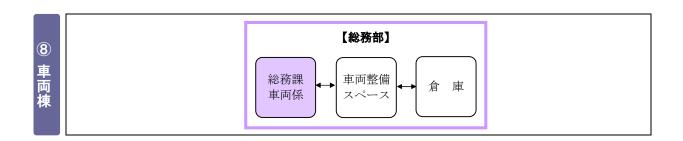












第5章 事業計画に関する検討

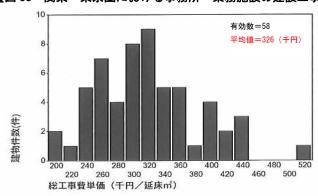
1 ライフサイクルコストの検討

(1) イニシャルコストの算定

≪ア 建物本体工事費≫

○ 工事実績をデータベースとする(財)建設物価調査会発行の「ジャパン・ビルディング・コストインフォメーション(JBCI)」において、関東・東京圏における事務所・業務施設の建物(2007~2009年)に係る工事費単価は、平均すると1㎡あたり32.6万円となっています。

【図 33-関東・東京圏における事務所・業務施設の建設工事費 (JBCI)】



- この単価を基準として、さらに免震構造の導入に伴う経費の増額分(5%程度)を加算した場合、新庁舎の建物本体工事費は、約34万円/㎡を目安とすることが妥当と考えられます。
- ただし、地下階部分については、駐車場や書庫・倉庫スペース等が主であるため、工事費単価を約21万円/㎡(約6割程度)として積算します。
- 以上により、新庁舎(延床面積約28,000 m²)の本体工事費は、約90億円を目安とします。

≪イ 外構工事費等≫

- 新庁舎の建設には、本体工事費のほか、外構工事費、旧庁舎の解体工事費、設計・工事監理 費、備品費、移転費(引越費)などが必要となります。
- 他の自治体における庁舎建設の事例等を基に、これらの経費を算定すると、**新庁舎建設に係る概算の総事業費は、約104.4億円**となります(表17参照)。
- なお、総事業費の単価は、約 37 万円/㎡になりますが、他の自治体における庁舎建設の想定 事業費は、約 39 万円/㎡程度となっています(表 18 参照)。

【表 17-新庁舎建設事業の概算事業費】

		数量	単価	概算事業費	備考
1	建物本体工事費	28, 000 m ²	_	90.0 億円	
	うち地上階部分	24, 000 m²	34 万円/㎡	81.6億円	建築、電気設備、機械設備、通信設
	うち地下階部分	4, 000 m²	21 万円/㎡	8.4億円	MI 1
2	外構工事費	21, 000 m²	2.5 万円/㎡	5.3億円	駐車場・広場等整備工事、植栽工事 など(面積は建物の建築部分を除く)
3	旧庁舎解体工事費	10,000 m²	2 万円/㎡	2.0 億円	第1~第5庁舎、車両棟、倉庫等
4	設計・工事監理費	1	1	3.9億円	設計費 3.3 億円 工事監理費 0.6 億円
(5)	備品費	12,000 m²	2.5 万円/㎡	3.0億円	地下を除く床面積の 1/2 に対し、2.5 万円/㎡の什器購入費を想定
6	移転費	853 人	2 万円/人	0.2億円	一般的な事務所の引越料金の目安(3 万円/人) に対し、移動距離を考慮
			合 計	104.4億円	(約37万円/m³)

(※河川改修工事、道路改良工事に係る費用及び消費税増税分は除く。)

【表 18-他自治体の新庁舎建設基本計画等における想定事業費】

自治体名	人口(万人)	職員数 (人)	庁舎延床 面積(㎡)	建設場所	想定事業費 (億円)	㎡単価 (万円)
愛知県西尾市	10.0	390	18,000	現在地	77	42.8
東京都町田市	43.0	1, 310	40,000	移転	166	41. 5
茨城県つくば市	21.5	810	20,000	移転	80	40.0
滋賀県長浜市	12.5	600	18,000	現分庁舎	67	37.2
愛知県一宮市	37.0	1, 150	30,000	現在地	100	33.3
					平均	39. 0

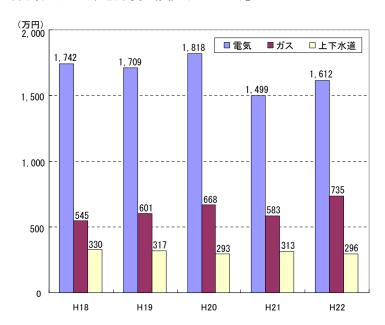
(2) ランニングコストの算定

- 建物を建設する場合、一般的に、初期投資費用であるイニシャルコストを重視する傾向にありますが、ライフサイクルコスト¹全体から見た場合、ランニングコストの方が大きな割合を占めるようになります。
- ランニングコストの内容は、電気・ガス・水道等の「光熱水費」、清掃・警備及び施設の保守等の「運用管理費」、施設の修繕等の「施設維持費」、施設解体等の「解体再利用費」などとなります。
- なお、ランニングコストの試算に当たっては、税制上の償却年数 50 年ではなく、「建築物の ライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」で用いられている耐用年数 (65 年) で算定することとします。

¹ ライフサイクルコスト (LCC): 建物の全生涯に要する費用 (①設計・建築費、②維持管理費、③解体・廃棄費) の 総額のこと。

≪ア 光熱水費≫

○ 現庁舎における光熱水費は、過去 5 年間の平均で、電気 1,620 万円/年、ガス 630 万円/年、 上下水道 310 万円/年となっています。



【図 34-現庁舎における光熱水費の推移 (H18~H22)】

- 第 1~5 庁舎の延床面積が 9,040 ㎡、当該庁舎の勤務職員数が 720 人であることを踏まえ、現庁舎の光熱水費をベースに、新庁舎の光熱水費を単純に試算すると、約 7,370 万円/年となります。
- しかし、新庁舎では、自然エネルギーの活用や高効率の設備機器の導入によって、電気・ガス使用量の 20%削減を目指すため、最終的な光熱水費は、約 5,970 万円/年となります (表 19 参照)。

7 丰 10	一光熱水	ームム	て左眼	
1244 13	一 元 郑 八	しースいスい	の年旧	тент

	現庁舎の 年間費用 (A)	基本 単位(B)	単位当たり 年間費用 (C:A/B)	新庁舎の 規模(D)	新庁舎の 年間費用 (単純計算) (E:C*D)	使用量 削減率 (F)	新庁舎の 年間費用 (削減後) (E*F)
電気	1,620 万円	9, 040 m ²	1,800円/m²	約 28,000 ㎡	約5,040万円	0.8	約4,030万円
ガス	630 万円	9, 040 m ²	700円/m²	約 28,000 ㎡	約1,960万円	0.8	約1,570万円
上下水道	310 万円	720 人	4,300 円/人	約 850 人	約 370 万円	1.0	約 370 万円
合計	2,560万円				約7,370万円		約 5, 970 万円

○ 以上のことから、新庁舎における **65 年間の光熱水費は、約 38.8 億円**となります。 (※ 5,970 万円 × 65 年 ≒ 38.8 億円)

≪イ 運用管理費≫

○ 「建築物のライフサイクルコスト」では、事務所ビルの標準的な運用管理費を下表のように 設定しています。

【表 20-標準的な運用管理費】

3	スト区分	面積当力	とり単価
法令点検、定 日常点検保守	E期点検保守、運転、 Fコスト		1,510円/㎡・年
清掃コスト			800円/㎡・年
保安コスト			550 円/㎡・年
	1~5年	270 円/m²・年	
◊▽ 꼳☆ ムト ムセー◊☆	6~10年	440 円/㎡・年	
	11~15年	760円/㎡・年	690 円/㎡・年
経常的修繕	16~20年	570円/㎡・年	690 円/ III • 平
	21~30年	820円/㎡・年	
	31 年以降	770円/m²・年	
改善コスト	(レイアウト変更等)		350 円/㎡・年
一般管理コス	、ト (保険料等)		840 円/㎡・年
	合 計		4, 740 円/㎡・年

- これを用いて、新庁舎における 65 年間の運用管理費を計算すると、約86.3 億円となります。
 - ①4, 740 円/ m^2 ・年 × 28, 000 m^2 = 1 億 3, 272 万円/年
 - ②1億3,272万円/年 × 65年 ≒ 86.3億円

≪ウ 施設維持費≫

○ 「建築物のライフサイクルコスト」では、事務所ビルの標準的な施設維持費(修繕・更新) を下表のように設定しています。

【表 21-標準的な施設維持費】

コスト区分	面積当たり単価
建築修繕コスト	130, 910 円/㎡
電気設備修繕コスト	88,700 円/m²
機械設備修繕コスト	162, 400 円/m²
合 計	382, 010 円/㎡

※施設維持費のケースは、 case1「すべき+望ましい+事後保全」 case2「すべき+望ましい」 case3「すべき」 の3パターンがあるが、中間値である case2 を用いることとする。

〇 これを用いて、新庁舎における <u>65 年間の施設維持費を計算すると、約 107.0 億円</u>となります。 (※ 382,010 円/ \mathbf{m}^2 × 28,000 \mathbf{m}^2 $\stackrel{\cdot}{=}$ 107.0 億円)

≪工 解体再利用費≫

○ 「建築物のライフサイクルコスト」では、事務所ビルの標準的な解体再利用費を下表のよう に設定しています。

【表 22-標準的な解体再利用費】

コスト区分		面積当たり単価	
	建築	躯体	3,680 円/m²
御仕っつし	建架	内外装	2,200 円/m²
解体コスト	電気設備		1,800円/㎡
	機械設備		2,200 円/m²
再利用コスト	(廃棄物処分費	を除く)	210 円/m²
環境対策コスト		100 円/m²	
合 計		10, 190 円/㎡	

○ これを用いて、新庁舎における**解体再利用費を計算すると、約2.9億円**となります。 (※ 10,190円/ m^2 × 28,000 m^2 ≒ 2.9億円)

≪オ ランニングコストの集計≫

○ ア〜エによる算定結果を集計すると、新庁舎のランニングコストは、<u>65 年間で約 235.0 億円</u> _(1 年当たり約 3. 62 億円) と推計することができます。

【表 23-ランニングコストの集計】

	65 年間の ランニングコスト
光熱水費	38.8 億円
運用管理費	86.3 億円
施設維持費	107.0 億円
解体再利用費	2.9 億円
合 計	235.0 億円

(3) 二酸化炭素排出量の算定

- 国土交通省による CASBEE (建築環境総合性能評価システム) の標準計算手法を用いて、新庁舎における二酸化炭素排出量を算出するものとします。
- CO₂排出量は、基準値であるレベル3相当とし、建物用途については「事務所」を用いて、65年間のライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO₂)を算出します。

【図 35-CASBEE における LCCO, 評価範囲】



(出典:「CASBEE 新築 評価マニュアル (2010 年版) /一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構」をもとに作成)

≪ア 建設及び修繕・更新、解体における二酸化炭素排出量≫

- 新庁舎の建設、修繕・更新、解体時における二酸化炭素排出量は、以下の項目を合計して算 出します。
 - ▶ 「建設」段階における部材の製造・輸送及び施工で発生する二酸化炭素排出量
 - ▶ 「修繕・更新」段階における部材の製造・輸送で発生する二酸化炭素排出量
 - ▶ 「解体」段階で発生する解体材の処理施設までの輸送で発生する二酸化炭素排出量
- 新庁舎の床面積を 28,000 ㎡、R C造とした場合、次の計算式により、<u>65 年間の二酸化炭素排</u> 出量は約 62,800 t になります。

【表 24- 「事務所」の建設、修繕・更新・解体における二酸化炭素排出量】

	構造別 CO ₂ 排出量(kg-CO ₂ /年・m²)		
	S造	RC造	SRC造
建設段階	13. 61	13.85	13. 92
修繕・更新・解体段階	20. 23	20.67	20. 39

(出典:「CASBEE 新築 評価マニュアル (2010 年版) /一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構」)

(計算式)

28,000 $\text{m}^2 \times (13.85+20.67) \text{ kg-CO}_2 \cdot \text{m}^2 \times 65 年 = 62,826 t$

≪イ 運用における二酸化炭素排出量≫

- 新庁舎の運用時における二酸化炭素排出量は、消費エネルギーの種類別に、次の計算式により算出します。
- この結果、新庁舎の <u>65 年間の二酸化炭素排出量は、環境負荷軽減手法の導入を考慮しない場</u> **合、約** 139, 200 t になります。

【表 25-エネルギー種別の排出係数】

種別	CO ₂ 排出係数
電気(東京電力)	$0.0383 {\rm kg-CO_2/MJ}$
都市ガス	$0.0499 {\rm kg-CO_2/MJ}$
灯油	$0.~0678 \mathrm{kg-CO_2/MJ}$
A重油	$0.~0693 \mathrm{kg-CO_2/MJ}$
その他 (灯油+A重油の平均)	0.0686kg-CO ₂ /MJ

※MJ:メガジュール

(出典:「CASBEE 新築 評価マニュアル (2010 年版) /一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構」)

【表 26-「事務所」における一次エネルギー消費量】

一次エネルギー	一次エネルギー構成比率		
消費量	電気	ガス	その他
1,936MJ/m²・年	87%	11%	1%

(出典:「CASBEE 新築 評価マニュアル (2010 年版) /一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構」)

(計算式)

①電気

28,000 m² × 1,936 MJ/m²·年 × 0.87 × 0.0383 kg-CO₂/MJ × 65 年 \doteqdot 117,407 t

②ガス

28,000 $\text{m}^2 \times 1,936 \text{ MJ/m}^2 \cdot \text{年} \times 0.11 \times 0.0499 \text{ kg-CO}_2/\text{MJ} \times 65 年 \ \Rightarrow 19,341 t$

③その他

28,000 m² × 1,936 MJ/m²·年 × 0.01 × 0.0686 kg-CO₂/MJ × 65 年 \doteqdot 2,417 t

4合計

 \bigcirc + \bigcirc + \bigcirc = 139, 165 t

○ 上記のとおり、CASBEE の標準計算手法を用いて、新庁舎における 65 年間のライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO₂) を算出すると、**約 202,000 t** となります。

(計算式)

ア 建設及び修繕・更新、解体における二酸化炭素排出量 : 約 62,800 t

イ **運用における二酸化炭素排出量**:約139,200 t

ウ合計

r + 1 = 約202,000 t

≪ウ 運用における環境負荷軽減への取り組み≫

- 新庁舎では、環境負荷軽減手法を導入することで、運用段階における二酸化炭素排出量の積 極的な削減を目指すこととします。
- 環境負荷軽減手法は、次の2種類に大別することができます。

【表 27-環境負荷低減手法例】

区分	パッシブ手法 (機械力に頼らない手法)	アクティブ手法 (機械力を用いる手法)
具体的手法	○高性能ガラス ○外壁高断熱材 ○日射遮蔽庇 ○自然換気窓 ○自然採光 など	○高効率の熱源機器の導入○太陽光発電システムの導入○外気温による冷房制御○照明エネルギーの低減(LED、人感センサーの導入など)○電気設備における高効率変圧器の導入○昇降機制御システムの導入 など
期待される 軽減効果	▲ 10%	▲ 20%

- 軽減効果については、導入する構造・設備の数や性能によって異なりますが、一般的には、 パッシブ手法の導入により 10%、アクティブ手法の導入により 20%、これらを併用すること で、合計最大 30%の削減を期待することができると言われています。
- 新庁舎では、パッシブ手法を最大限に活用するとともに、アクティブ手法についても、効率 的な設備を選択・導入することにより、合計で 20%程度の環境負荷軽減(▲約 27,800 t)を 目指すこととします。

≪エ 新庁舎における二酸化炭素排出量≫

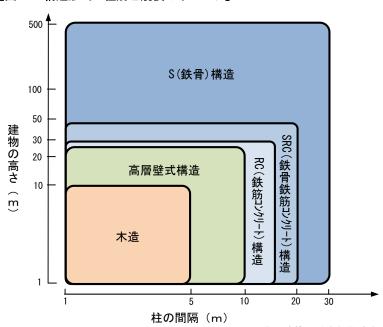
○ 以上のようなことから、環境負荷低減手法導入後の新庁舎における <u>65 年間のライフサイクル</u> 二酸化炭素排出量 (LCCO₂) は、約 174, 200 t と推計されます。

【表 28-新庁舎における 65 年間のライフサイクル二酸化炭素排出量 (LCCO₂)】

項目	二酸化炭素排出量 (LCCO ₂)
①建設及び修繕・更新、解体における二酸化炭 素排出量	約 62,800 t
②運用における二酸化炭素排出量	約 139, 200 t
小計 (①+②)	約 202,000 t
③運用における環境負荷軽減への取り組み	▲約 27,800 t
合 計	約 174, 200 t

- 新庁舎は、免震構造を採用することとしていますが、地震の揺れをバランスよく吸収できるようにするため、<u>できるだけ建物の形を整形にし、柱の配置を一定間隔とするなどの配慮</u>が必要です。
- 同時に、執務室は、自由なレイアウト配置を確保できるように、通常より柱の間隔を広くする必要があるため、下図のように、柱の間隔と建物の規模に応じた適切な構造形式を採用する必要があります。
- なお、建物の構造は、建物の規模のほか、機能性や経済性、施工性、品質確保、工事期間等 を考慮して、総合的に判断することとします。
- このため、例えば、建築工法についても、コンクリートを現場で打設する一般的な工法は、 天候や気温によって、工期や品質が左右される場合があるため、コンクリート部材を工場生 産する「プレキャスト工法¹」などの採用を検討することとします。

【図 36-構造形式・種別と規模のイメージ】



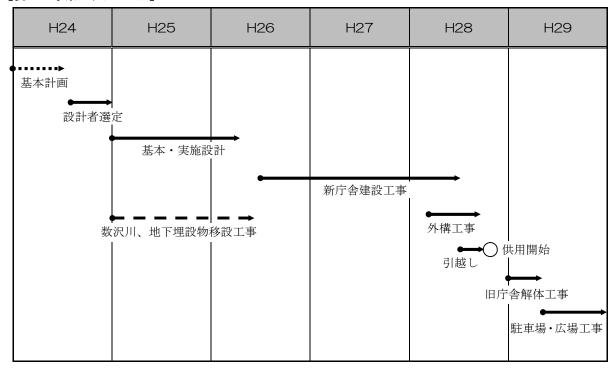
⁽出典:建築設計資料集成/日本建築学会編)

¹ プレキャスト工法:事前にコンクリート部材(プレキャストコンクリート)を工場生産しておき、建設現場に運び 込んでつなぎ合わせる工法のこと。通常、季節や天候などの外的要因によって左右されるコン クリート養生を工場内で行うことにより、一定の工期内で、高品質・高強度のコンクリート部 材を安定して製作できる利点がある。一方で、輸送費などの関係で、コストは割高になること が多い。

3 事業スケジュールの検討

- 平成 24 年度中に設計者を選定後、基本・実施設計を約 16 箇月で行い、その後、新庁舎建設 工事を約 2 年間で行うこととし、**平成 28 年度中の供用開始を目指します。**
- その後、旧庁舎の解体工事と駐車場・広場工事を行い、平成 29 年度末までには、全ての事業 を終了するものとします。

【表 29-事業スケジュール】



第6章 資料編

1 計画策定の経緯

(1) 新庁舎建設市民懇話会

本計画の策定に当たり、新庁舎に求められる具体的な機能(ユニバーサルデザインや市民利便施設など)について、利用者等の視点から意見をいただくため、日立市新庁舎建設市民懇話会を開催しました。

ア 日立市新庁舎建設市民懇話会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

役職	氏 名	所属等	
委員	秋山 光伯	日立商工会議所 会頭	
II.	有賀 絵理	茨城大学地域総合研究所 客員研究員 茨城大学 非常勤講師	
"	金子 日出夫	日立市文化協会 副会長 ひたちこども芸術祭推進委員会 委員長	
"	小室 光義	日立市視覚障害者協会 会長	
会長	小柳 武和	茨城大学工学部都市システム工学科 教授	
委員	五来 睦	日立商工会議所青年部 前会長	
"	佐々木 静男	無職(元日立製作所勤務)【公募委員】	
II.	佐藤 元彦	J X 日鉱日石金属㈱ 日立事業所総務部 総務担当部長	
II.	志賀 有希子	茨城キリスト教大学 学生【公募委員】	
"	柴田 和彦	日立市コミュニティ推進協議会 会長	
IJ	白土 祈歩	色彩感性士 日立市都市環境デザイン委員会 委員	
IJ	館岡 司	㈱日立製作所電力システム社日立事業所総務部 部長	
副会長	富樫 ひとみ	茨城キリスト教大学生活科学部人間福祉学科 准教授	
委員	沼田 弘子	日立市各種女性団体連絡会 会長	
IJ	橋本 弘子	茨城県婦人防火クラブ連絡協議会 副会長 日立市女性防火クラブ連絡協議会 会長	

イ 市民懇話会による検討経緯

開催回	開催日	議題及び内容		
第1回	平成 24 年 5 月 7 日(月)	 ○市民懇話会の目的及び進め方について 市民懇話会の目的及び進め方、今後のスケジュール等について協議しました。 ○日立市新庁舎整備基本方針の概要について 平成24年2月に策定した「日立市新庁舎整備基本方針」について、事務局からの概要説明及び質疑を行いました。 		
第2回	5月30日(水)	○先進事例視察(つくば市役所)最近の庁舎建設事例について視察を行い、庁舎に必要な機能等の調査を行いました。		
第3回	6月22日(金)	○新庁舎に必要な機能について(その1)①災害に備える防災拠点機能②便利で使いやすい庁舎機能③柔軟で効率的な執務機能新庁舎に必要と考えられる具体的な機能等について、事務局の資料をベースに、質疑等を行いながら懇話会の意見をまとめました。		
第4回	7月6日(金)	○新庁舎に必要な機能について(その2)④経済性に配慮した環境にやさしい機能⑤市民が集う交流機能等前回と同様に、質疑等を行いながら懇話会の意見をまとめました。		
第5回	8月21日(火)	O新庁舎建設基本計画 (素案) について 前回までの意見を踏まえ、基本計画 (素案) の内容を確認しました。		

(2) 新庁舎建設特別委員会

市庁舎の建設に当たり、議会の立場から、多様な視点に立って広範な調査・検討及び効率的な論議を展開し、その内容を建設計画等に反映させることを目的として、新庁舎建設特別委員会が設置されました。

ア 日立市議会 新庁舎建設特別委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏 名	役職	氏 名
委員長	佐藤 三夫	委 員	大庭 弘美
副委員長	永山 堯康	"	中川 雅子
委 員	添田 絹代	"	青木 俊一
IJ	黒澤 信弘	"	助川 吉洋

イ 新庁舎建設特別委員会による審議状況

審議日	議事内容
平成 23 年	〇委員長及び副委員長の互選 など
12月7日(水)	
12月13日(火)	〇今後の進め方について
平成 24 年	〇行政視察
1月16日(月)	(茨城県つくば市)
1月27日(金)	〇今後の進め方について
1月21日(並)	〇新庁舎整備の考え方について
2月16日(木)	〇新庁舎整備の考え方について
0 8 15 8 (4)	〇議案審査
3月15日(木)	(平成 24 年度予算案審査)
3月26日(月)	〇行政視察
~27 目(火)	(山口県岩国市)
6月18日(月)	O新庁舎建設事業の進捗状況について
6月25日(月)	〇行政視察
~26 日(火)	(東京都青梅市、東京都昭島市)
	〇新庁舎建設敷地地質調査業務委託の結果について
9月4日(火)	〇建設予定地の敷地整備について
	〇日立市新庁舎建設基本計画(案)について
	〇議案審査
9月24日(月)	(平成 24 年度補正予算案審査)
	〇日立市新庁舎建設設計提案競技実施要領(案)の概要について

I はじめに ~基本方針策定の趣旨~

現在の庁舎は、以前から、老朽化への対応、耐震性能の確保や建物の分散化、バリアフリーへの対応など、様々な課題を抱えていましたが、厳しい財政状況などから、これまで抜本的な解決を図ることができませんでした。

しかし、東日本大震災の際には、災害対応の中枢となるべき庁舎が被災し、安全性の確保が極めて 困難であったことから、災害対策本部の設置ができないなど、防災拠点としての機能を果たすことが できず、大きな課題として残ることとなりました。

現在、市民や職員の安全を確保するために、仮設の臨時庁舎を設置するとともに、本庁舎においては、原則として3階以上の使用を取りやめるなど、応急的な対応を図っている状況です。

今後、再度の災害に備えるためにも、庁舎の安全性確保が急務となっていますが、耐震補強による 大規模改修では、老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応など、 以前からの課題を解決するには限界があるため、昨年9月に策定した「日立市震災復興計画」の中で、 有利な財源の活用も踏まえたうえで、新庁舎の建設について位置付けを行ったところです。

このようなことから、本市が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示すため、「日立市新庁舎整備基本方針」を策定するものです。

Ⅱ 現庁舎の現状と課題

現庁舎の現状と主な課題について、次のとおり整理しました。

1 老朽化への対応、耐震性能の確保

- (1) 5 棟の庁舎は、いずれも建築から $46\sim59$ 年経過しており、建物の内外装や設備等の老朽化が進んでいる。
- (2) 耐震診断調査を行った結果、全ての庁舎の耐震性能が不足しており、建物の安全性が確保されていない。
- (3) 災害時に対応できる防災拠点としての機能強化が必要である。

|2 庁舎の分散化・分庁化|

- (1) 庁舎が分散化しており、また、企業局や教育委員会が別敷地に分庁化しているため、来庁者の 利便性確保が課題となっている。
- (2) 事務スペース、会議室等が分散しているため、関係部署の連携が取りにくく、事務効率の低下

を招いている。

3 庁舎の狭あい化

- (1) 庁舎が狭あいであるため、適正な窓口・待合・相談スペースが確保できず、窓口におけるスムーズな応対や個人情報の保護等が課題となっている。
- (2) 事務スペース、会議室、書庫等が不足しているため、業務量に応じたスペースの確保が必要である。
- (3) OA機器やサーバー室の設置スペースが不足しており、また、事務スペースの効率的な利用に 必要な、OAフロア等の整備が困難である。

4 パリアフリー等への対応

- (1) 高齢者や障害者などに配慮したバリアフリー化が十分でなく、根本的な解決策が必要となっている。
- (2) 子育て支援や国際化などにも対応する、ユニバーサルデザインの導入が求められている。

【資料1】現庁舎の概要

●位置 日立市助川町1丁目1番1号

庁舎名称	建築年	経過年数	階数	延床面積(m²)	構造
第1庁舎	昭和 41 年	46 年	地上2階、地下1階	1, 119. 59	RC • SRC
第2庁舎	昭和 41 年	46 年	地上5階、地下1階	2, 654. 18	RC • SRC
第3庁舎	昭和 28 年	59 年	地上4階	2, 786. 03	RC
第4庁舎	昭和 31 年	56年	地上4階	1, 075. 63	RC
第5庁舎	昭和 34 年	53年	地上3階	1, 404. 09	RC
	<u>≣†</u>				

※RC 造:鉄筋コンクリート造、SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造

【資料2】耐震診断の結果

平成 22 年度に耐震診断調査を実施した結果、全ての庁舎が I s 値 0.6 を下回っており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高く、耐震補強が必要であるとの判定となっています。

≪各庁舎耐震診断結果一覧表≫

庁舎名称	建築年	Is値	判定
第1庁舎	昭和 41 年	0.31~0.48	耐震補強が必要
第2庁舎	昭和 41 年	0.18~1.43	耐震補強が必要
第3庁舎	昭和 28 年	0. 20~1. 69	耐震補強が必要
第4庁舎	昭和 31 年	0. 29~1. 36	耐震補強が必要
第5庁舎	昭和 34 年	0.13~0.72	耐震補強が必要

Ⅲ 新庁舎建設の基本的な考え方

現庁舎の課題を解決するにあたり、耐震補強による大規模改修という手法では、老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応などに限界があります。

そこで、以下の考え方に基づいた、新庁舎の建設を行うこととします。

1 防災拠点機能の充実を目指した庁舎

- (1) 安全性を確保するための免震構造などの導入
- (2) 災害対策本部として備えるべき機能の充実

2 市民サービスの向上を目指した庁舎

- (1) 庁舎の集約化(事務スペース分散配置の解消)による利便性や事務効率の向上
- (2)総合窓口機能の充実、相談及び待合スペースの拡充
- (3) 高齢者、障害者はもとより、全ての市民が利用しやすいユニバーサルデザインの導入

3 行政機能・議会機能の強化を目指した庁舎

- (1) 適正な事務スペース等の確保による効率的な執務環境の整備
- (2) 円滑な議会運営に適した設備・機能の整備

4 環境にやさしく、高い経済性を目指した庁舎

- (1) 太陽光などの自然エネルギー等の活用、省エネ機器の導入
- (2) ランニングコストの軽減や施設の長寿命化に配慮した構造・設備の導入

5 市民が利用しやすい庁舎

(1) 市民の利活用スペース等の設置

IV 新庁舎の基本的な機能

前述の「基本的な考え方」を実現するため、新庁舎には、以下の機能の導入を図ります。

1 災害に備える防災拠点機能

- (1) 高水準の耐震性能
 - 免震構造の導入による建物本体及び設備等の耐震性確保
- (2) 災害対策本部機能
 - 災害対策本部に必要な機器類(情報・通信用機器など)の設置
 - バックアップ機能(非常用電源設備など)の整備による災害対応能力の強化
 - 生活支援物資や燃料等の備蓄機能の整備

2 便利で使いやすい庁舎機能

- (1) 庁舎の一体化
 - 庁舎の分散化、分庁化の解消による市民利便性の向上
- (2) 案内・窓口・相談機能
 - 市民に分かりやすい案内機能
 - 窓口部門を集約配置することによる市民利便性の向上
 - 個人情報やプライバシー保護に配慮した相談窓口や相談室の整備
- (3)人にやさしい庁舎(ユニバーサルデザイン対応)
 - 全ての来庁者に対して安全で、分かりやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの導入

3 柔軟で効率的な執務機能

- (1) 効率的な行政機能
 - 事務室、会議室、書庫等の適正なスペースの確保
 - 関係部署の集約化、レイアウトの変更にも柔軟に対応できる機能整備
 - OAフロアなどの情報化対応設備の導入
- (2) 議会機能の整備
 - 議場、委員会室、諸室、諸設備の整備等
- (3) 防犯・セキュリティ機能
 - 機械設備や防犯設備等を一元管理するシステムの導入による安全性の確保
 - 庁内で保管する個人情報等の適切な管理

4 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

- (1) 環境共生機能
 - 自然エネルギー等の活用による省エネ・省資源の推進
- (2) 経済性や耐久性に優れた構造・設備
 - 経済性を重視したシンプルで機能的な庁舎
 - ランニングコストを抑制できる耐久性の高い構造・設備等の導入

5 市民が集う交流機能等

- (1) 市民交流・利便施設
 - 多目的スペースの設置
 - 銀行、軽食、売店等のテナント機能の配置
- (2)情報発信・共有機能
 - 市政やイベント情報、観光物産等のPRスペースの設置による、情報発信機能及び市民との 情報共有機能の整備

V 新庁舎の建設場所

1 建設場所の考え方

市庁舎は、行政運営の中心的な施設であると同時に、周辺の市街地形成を支える役割や、災害時の防災拠点としての機能なども併せ持っていることから、単なる行政の事務所ではなく、まちづくりの観点からも重要な施設といえます。

そこで、支所等の配置状況も踏まえ、現在の本庁地区内から候補地を選定しました。

2 建設場所の選定要件

建設場所を選定するにあたっては、地方自治法の規定等に基づいて、以下の5つの視点から比較 検討を行いました。

ア 防災拠点性(安全性)

■ 震災や洪水などの自然災害に対する安全性が確保でき、災害時における他の公共機関との連携や、 車両・物資の受入体制のためのアクセスに優れていること。

イ 市民利便性(交通アクセス等)

- 幹線道路や常磐道日立中央IC、JR日立駅等からのアクセスに優れており、バス路線などの公共 交通が利用しやすいこと。
- 来庁者用の駐車場が十分に確保できること。

ウ 中核的位置(まちづくり拠点性)

■ 市の中核的な場所に位置し、多くの市民が利用する公共施設として、まちの活性化に寄与することができ、かつ、市街地の歴史性や継続性にも配慮した市民に分かりやすい位置であること。

工 経済性(建設事業費等)

■ 既存の市有地を活用できるなど、用地関係費や電気・ガス・上下水道等のインフラ整備費用を最小限に抑えられること。

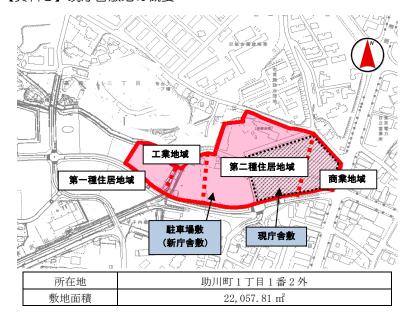
才 実現可能性

- 十分な敷地が確保でき、整形された土地であること。
- 土地利用について、法令上の制約に問題がなく、また、新たな土地利用計画や都市計画の見直しなどの必要がないこと。
- 現在の土地利用形態から、早急に事業計画の推進を図ることが可能であること。

3 新庁舎の建設場所

上記の要件に基づき、複数の候補地について検討を行った結果、平成 12 年度に庁舎の拡張用地 として取得した経緯のある「現庁舎の駐車場敷」を、新庁舎の建設場所として位置付けることとし ます。

【資料3】現庁舎敷地の概要



VI 新庁舎の規模

1 面積算定の考え方

新庁舎の面積は、以下の項目を合算して算定しました。

- (1) 総務省の基準(※) に基づいて算定した面積 (※平成22年度地方債同意等基準運用要綱)
- (2) 市民利便施設等を設置するために必要な面積

2 新庁舎の想定面積

新庁舎の面積は、下表のとおり、約24,000 m²を目安とします。

区分	算定面積	算定方法
(1)総務省の基準による面積	約 21, 400 ㎡	
①事務室	7, 515. 0 m²	役職者を一般職員数に換算した上で、職員 1人当たり4.5㎡で算定
②倉庫	977.0 m²	事務室面積(①)の 13%
③会議室等 (便所、洗面所等を含む)	5, 971. 0 m²	換算前の職員1人当たり 7.0 ㎡
④玄関等 (廊下、階段、広間等を含む)	5, 785. 2 m²	事務室、倉庫、会議室等(①~③)の合算 面積の 40%
⑤車庫	200.0 m²	自動車1台につき 25 ㎡
⑥議事堂 (議場、委員会室、議員控室)	980.0 m²	議員1人当たり 35 m ²
(2) 市民利便施設等の面積	約 2,600 ㎡	(1)の12%(他市の事例による)
合 計	約 24, 000 ㎡	

Ⅲ 新庁舎の概算事業費及び財源内訳

1 概算事業費

概算事業費は、近年の他市の庁舎建設事例等を参考に積算しました。 内容は、下表のとおりです。

事業内容	概算事業費	備考	
庁舎本体工事費(※1)	81 億円	24,000 m²×338.8 千円 (※ 2)	
附帯設備・備品費等	9 億円	他市の事例を参考に算定	
設計・工事監理費等	5 億円	他川の事例を参考に昇足	
合 計	約 95 億円		

※1 外構工事・旧庁舎解体工事費等を除く

※2 他市の事例による平均単価

2 財源内訳

財源は、既存の基金積立金及び市債(合併特例事業債)で賄うことを想定しています。 内訳は、下表のとおりです。

区 分	概算額	備考
基金積立金	15 億円	庁舎整備事業積立金等
市債	80 億円	合併特例事業債
合 計	約 95 億円	

Ⅷ 新庁舎の整備スケジュール

- 平成24年度に、新庁舎建設基本計画を策定します。これをベースに、設計コンペを経て事業者を選定し、基本・実施設計を行います。
- 建設工事は、平成26年度中の着工を目標とし、平成28年度中の供用開始を目指します。

年度 H24 H25 H26 H27 H28 H29 事業内容 基本計画策定 • 市民懇話会設置 設計者選定 (コンペ方式) 基本 • 実施設計 新庁舎建設工事 外構工事 • 旧庁舎解体工事

≪整備スケジュール≫

日立市新庁舎建設基本計画

平成 24 年 9 月 日 立 市

日立市 総務部 庁舎建設準備室 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号 〒0294-22-3111